

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **122**

2014・6

目 次

＝福井支部総会決議＝

大学の自治及び教授会の自治を否定する「学校教育法及び
国立大学法人法の一部を改定する法律案」に反対する (1)

「もう動かすな原発！福井県民署名」を成功させよう (2)

「時代の子」として憲法を選びとる

屋敷 紘 美 (4)

訴状要約陳述

島 田 広 (11)

意見陳述書

山 根 清 志 (14)

意見陳述書

森 透 (16)

『新修彦根市史通史編・現代』

発刊中止の真相と発刊を求める取り組み

高 木 和 美 (18)

＝新著紹介＝

西條敏美著『知っていますか？ 西洋科学者ゆかりの地 IN
JAPAN PART II 近代日本の建設に貢献した西洋科学技術者』

高 木 秀 男 (28)

西條敏美著『若き命の墓標－20世紀を生きた若者たちからの
伝言－』

高 木 秀 男 (32)

＝読者だより＝

荒 川 勝 巳 (35)

編集後記

(36)

日本科学者会議福井支部

新刊案内

稲木信夫著『詩人中野鈴子を追う』コールサック社

2014年3月刊 定価 2000円＋税

詩人中野鈴子の研究家である稲木信夫氏が、鈴子の研究書『詩人中野鈴子の生涯』（光和堂・壺井繁治賞受賞）、『すずこ記 詩人中野鈴子の青春』（私家版）につづく三冊目の単行本として、上記の評論集を刊行しました。これまで雑誌や新聞に発表してきた記事や、講演・ラジオ放送・インタビューなどをまとめたものです。この本は日本図書館協会の選定図書に選ばれました。

目 次

第一章

- NHKラジオ第一 関西ラジオ深夜便「こころの時代」から①……8
鈴子、介山、そして…
- NHKラジオ第一 関西ラジオ深夜便「こころの時代」から②……26
愛と抵抗の詩人中野鈴子
- 〔講演〕中野鈴子といのちの詩……44
- 〔講演〕中野鈴子の詩……52
- 〔講演〕中野鈴子の生涯と詩 没後五十年にあたって……68

第二章

- すずこ記 農民詩人への道……88

第三章

- 中野鈴子の詩にふれた最近の文章紹介……152
- 「花」と鈴子の関係について……159
- 一本田・鈴子の廃家……166
- 鈴子の手紙……168
- 『中野鈴子の詩による創作曲集』後記……181
- 鈴子追想……184
- 中野鈴子「村葬」……188
- 中野鈴子の反戦詩……193
- 若林道枝さんへの手紙……197
- 寒流をのぼって……199
- 鈴子は生涯「民衆の詩人」……203
- 近代日本女性詩の系譜から 中野鈴子没後五十年に……205
- 羽生康二氏著『昭和詩史の試み』から……208
- 詩人中野鈴子を追って……212

第四章

- 〔インタビュー〕大島博光氏に聞く 中野鈴子と詩誌『蠟人形』の頃……226
- 〔インタビュー〕松田解子さんに聞く すぐれた詩人が追求するものは… ……252
- 中野鈴子・略年表……266
- 初出一覧……274
- 詩人中野鈴子を追う～あとがきにかえて～……276
- 著者略歴……286



＝福井支部総会決議＝

大学の自治及び教授会の自治を否定する「学校教育法及び 国立大学法人法の一部を改定する法律案」に反対する

政府は「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改定する法律案」（以下「法律案」と略す）を 4 月 25 日に閣議決定し 28 日に衆議院に提出した。今後衆議院・参議院で審議に入る予定であるが、この「法律案」は「大学の自治」および「教授会の自治」を否定するものであり、大学人の英知を結集して反対すべきである。

「法律案」の内容をみると、現行の「学校教育法」第 93 条が、「大学には重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とあるものを、「大学に、教授会を置く」、2 項「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」として、「学生の入学」「卒業及び課程の修了」「学位の授与」をあげ、さらに「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」としている。また「教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる」としている。現在の教授会の重要な審議事項である人事や予算等については触れておらず、更には「学長等の求めに応じ意見を述べる」という教授会の役割規定は、そもそもの教授会自治・教授会の主体性を否定していると指摘しなければならない。

「法律案」の背景には、中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（2014 年 2 月 12 日）がある。そこではグローバル社会の国際環境の中での大学の役割やあり方が論じられているが、問題はその中の「教授会の役割の明確化」の箇所である。

「本来学長や理事会に最終決定権がある事項について、直接責任を負う立場にない教授会の議決によって、学長や理事会の意思決定が事実上否定できるような、権限と責任の不一致が生じる場合である。」

「最終決定権」がどこにあるのか、また「直接責任を負う立場にない教授会」という文言は大学の自治・教授会の自治から考えて問題とすべきである。大学改革は、様々な専門分野の大学教員によって構成される教授会での徹底した議論と検証・積み上げという民主主義の精神によって改革の方向性が決まるべきであって、学長を中心とするトップダウンの非民主的やり方で、真の大学改革は断じて実現しない。

ユネスコの「高等教育教員の地位に関する勧告」（1997）では、「大学は、伝統的な知識及び文化を保存し、普及させ及びこれらについて意見を自由に表明し並びに押しつけられた学説によって束縛されることなく新たな知識を探索する学者の共同体である」とあり、また「教育基本法」第 7 条では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」、2 項では「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」とある。

学部教授会は大学構成員の自主的・民主的な組織であるべきであり、今回の「法律案」により、民主主義を否定する学長によるトップダウン方式に改編されることは断じて認めることはできない。

以上、ここに決議する。

2014 年 5 月 17 日

日本科学者会議福井支部第 43 回定期大会（総会）決議

＝福井支部総会決議＝

「もう動かすな原発！福井県民署名」を成功させよう

3・11 福島原発災害から3年余りが過ぎ去りましたが、今も大量の汚染水や放射性物質は環境を汚染し続けています。放射線被ばく原発被災者のうち13万人余りの人々が自分の家に帰ることもできず、疲労困憊の避難生活を余儀なくさせられています。

フクシマがこのような悲惨な状況になっているにも関わらず、国と東京電力は、原発事故に対する責任を全くとっていません。原発を推進してきた権力者たちは、自分たちの犯した過ちを全く反省していません。政治家や官僚たちは、被災者の苦しい感情を共有することも理解することなく、被災者の生きるための最低限の要求を聞こうともしていません。彼らは、倫理観も道義的責任感もなく、フクシマの教訓を無視し、本来彼らが遵守すべき憲法と法律をないがしろにするだけでなく暴走的解釈を上乗せし、やたらと「安全基準」や「規制基準」を設けて、ひたすら自己保身に明け暮れています。その結果、被災者たちは、憲法に謳われている「幸福追求権」に基づく最低限の損害賠償を得ていません。被災者たちは、人生を狂わされ、押し寄せる差別的な同情に憤っています。

嶺南において、フクシマのような原発災害が起きないという安全神話を信ずる人はいるのでしょうか。福井県にある原発も例外でなく、フクシマと同等の事故を絶対に起こさないとは言えないのです。むしろ、そのような事故は起きると想定すべきです。福井県がつくった原発災害時の被ばく防災・避難の計画は、とても実施できるものではありません。

昨年の9月15日に大飯原発3、4号機が運転を停止しました。その後、日本にあるすべ

ての原発が停止したままですが、この8か月の間電力不足で停電を起こすことはありませんでした。それは、全国の発電所の設備容量に最大消費電力に対して数%の余裕があるからです。ソーラーや風力、バイオマスなどの自然エネルギーの資源は、核エネルギー資源に比べたら、無尽蔵にあるのです。自然エネルギー利用への転換を進め、節電に努め、省エネ機器の開発と送配電ネットワークの整備を進めれば、更に余裕が増えます。要するに、明らかに原発が無くても電力は足りるということです。

歴代の福井県知事は、日本のエネルギー政策の中で原子力推進の国策に協力し、若狭に原発を集中させてきました。とりわけ西川知事は、従来の知事以上に、原発交付金に依存しようとしています。彼は、「国策」を率先して実行し、安倍首相の進める原発再稼働・新增設と原発輸出の政策に加担しています。

多くのマスコミの調査結果で明らかなように、福井県民を含む日本国民の大多数が原発をなくし自然エネルギーへの転換を望んでいます。今や西川県政は、民意と大きくねじれてしまっているのです。

日本科学者会議福井支部は、「3・11 メモリアルアクション～原発をなくす福井県集会」を毎年支援してきました。今年の3月9日に鯖江市で開催された「集会」で、原発再稼働阻止の「福井県民署名」運動を始めることが決意表明されました。それは、現在を生きる私たちと未来の子供たちが健康で安心して暮らせるように、原発の再稼働を阻止しようとするものです。私たちは、原発をなくし、新しい仕事と雇用を増やし持続的発展のできる福井県への転換を、西川

知事に要請します。

「福井県民署名」運動実行委員会が、福井県
内有権者の過半数の署名を集める壮大な運動を、
壮絶な覚悟をもって始め、全県 17 市町や多く
のブロック団体において草の根学習会を基盤と
する仕組みづくりをするのを、福井支部は支部
として支持します。

私たちは、「福井県民署名」運動を成功させて、
「もう動かすな原発！」を訴える大多数の県民
の意思を福井県政に反映させ、西川知事に原発
の再稼働を認めないように要請します。

日本科学者会議福井支部定期大会(総会)決議

2014 年 5 月 17 日

「時代の子」として憲法を選びとる

屋 敷 紘 美 (九条の会・ふくい)

1. はじめに

世代論が持論ではない。しかし、確かに時代の空気や起こった歴史的事件が人の思考や思想に大きな影響を与えていることは、自らの在り様を振り返っても首肯できることだ。

では、自分の現在の基底を形成する時代はどこであったのか。最近、1970 年前後の学生運動、社会運動を振り返ったり、自らその場に参画した人たちの総括じみた本が目につくようになった。それは、団塊の世代と言われる人たちが実業の社会から離脱して、その区切りをつける意味でも、彼らにとって必要な作業であるかも知れない。

僕にとっても、彼らよりは少し早く生まれたとはいえ、共通の時代を生きたとも思っている。その「時代」とは、1965 年から 1975 年の 10 年であろうか。

2. 1965 から 1975 年の時代状況

(終わりの資料参照)

僕にとって 1965 年はまず、アメリカの北爆開始という、同国のヴェトナム侵略が北をも巻き込んで、本格化した年として記憶されている。1972 年アメリカのニクソンが中国を訪問したニュースには、中国の裏切への激しい憤りを持った。1975 年 4 月 30 日は解放戦線と北ヴェトナム軍によるサイゴン解放の日である。あの日、サイゴンへ入城する戦車に乗った兵士が掲げる解放戦線旗、崩壊した南ヴェトナム大統領官邸の屋上で降られる赤い旗をテレビで見た。それから 25 年後、僕等夫婦は最初の（多分最後の？）外国訪問地にヴェトナムを選んだ。なぜ 30 年を超えてヴェトナムのことが心から離

れなかったのか、自分でも不思議に思っていたが、2009 年に出版された医師レ・カオ・ダイによる『ホーチミン・ルート従軍記』に出会ってわかったことがあった。あの戦いは人間の尊厳を示す闘いだったのだ。奇しくもレ・カオ・ダイがジャングルで医療活動をしたのは 1965 年から 1973 年であった。

もう一つは学生運動そのもの。現在では全共闘運動として記憶されているが、僕が参加した党派は彼らに敵視されることが多く、度々僕等はキャンパスから追い出された。勿論リーダーではなく、集会でたまにマイクを握る程度ではあったが、かなり熱心ではあったろう。それは 1969 年 1 月の東大闘争の終焉で行き場を失った。

なお、資料の 65 年 4 月早大闘争とあるのは、僕が入学した時にすでに学生会館自主管理と授業料値上げ反対闘争が行われていた。したがってこの項目は〈僕にとっての〉という注釈をつけておく。

三つ目は中国の文化革命である。毛沢東が、自ら作り上げた壮大な国家を再び破壊する行為は「造反有理」のスローガンと共に僕らの仲間の中にもかなりの共鳴者がいたし、僕もその一人であった。しかし、事態が進むにつれ、少年たちを動員した、毛沢東の権力奪還運動の側面が露わになるにつれ、むしろ中国人民の痛ましい境遇に心を寄せるようになった。しかし、その使われる論理の魅力は大きかったことも事実である。この点については後で触れる機会がある。

3. 学生運動の片隅で出会った「時代」

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流され

る。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい。住みにくさが高じると、安いところへ引き越したくなる。どこへ越しても住みにくいと悟った時、詩が生まれて、畫が出来る。」(夏目漱石『草枕』)

「己がよって立つ最後の砦、内的根拠地は何であるか。そして私が自己批判せねばならぬことがあるとすれば、その第一は、元々それが解っておりながら、〈浮世の義理〉とでもいうか、それ自体は悪いものではなかろうが、自己の営為の原理とは抵触する別な法則性に従って身を処し、懸命に異質な原理のあいだの調整をはかろうとしていたこれまでの自分の精神のありようであった。こういつてしまえば、単純なことだが、それこそが私にとっては、一番痛い点であり、苦しいことでもあった。」(高橋和己『わが解体』)

「はっきり言うと角が立つ。角を立てずに和を保つ。それが日本のところがけ。」(『朝日新聞』2014 年 4 月 30 日付文芸時評一片山杜秀)

最後の片山の文は平山周吉著『昭和天皇「よもの海」の謎』という新刊書の時評として書かれたもので、前の 2 作と立場は違うが、いずれも世間とそこに生きる人間の処し方が時代を超えて通底するものがあるという意味では面白い。

川西政明が『小説の終焉』(岩波新書)を書いたのは 2004 年。彼は「近代小説でテーマとされてきた「私」「家」「青春」などの問題はほぼ書き尽くされ、いま小説は終焉を迎えようとしている」と主張する。僕はこのことが心にひっかかり続けている。川西は、近代小説は二葉亭四迷の『浮雲』から始まったとするが、テーマを現代に続く「私」に限って云えば、それは夏目漱石に始まるのではないかと僕は考える。漱石は急速に近代化する日本と自らの自我の相剋に苦しみ、神経衰弱や胃潰瘍を病むことになる。

引用した草枕の冒頭部分はあまりにも有名だが、書かれた内容は深刻だ。「小説の終焉」に刺激されて改めて漱石を読み始めて、気づいたことがある。漱石は片山と同じ目線ながら、それを避けたり、すり抜けようとはしない。むしろ対立をそのまま抱え込みながら、自我を基底において生き方を文学として昇華させる道を選んでいる。漱石は講演集『社会と自分』の「私の個人主義」の中で宣言している。

「私はこの自己本位ということばを自分の手に握ってから大変強くなりました。・・・ここに立って、この道からこう行かなければならないと指図をしてくれたものはじつにこの自我本位の四文字なのであります。自白すれば私はその四文字から新たに出立したのであります。」

「私の個人主義」が書かれた 1914 年から 55 年後、高橋和己の『わが解体』は書かれている。漱石が悩みぬいた近代日本が、その最盛期である高度成長期を迎えて、「個」と「社会」の軋轢もまた抜き差しならぬものになっていた。しかもそれは明治期の一部知識層だけでなく、その予備軍たる学生層をも巻き込んだ大規模なものであった。内実も批判・自己批判という範疇に収まらず、自己否定の極へ達していた。高橋は先の文章に続けて、解体とは幻想(社会的価値一筆者注)を疑い、それを経過することによって「自分の立つ瀬がなくなるかもしれないけれども、それをあえてやる」と悲壮感が漂う。

僕も含めて、当時の学生層には幅広い高橋信者がいた。僕は、たとえば次のような彼の小説の最初に掲げられた言葉を暗唱した。

我が心は石にあらねば、転ばすべからざるなり
我が心は蓆にあらねば、巻くべからざるなり
(『わが心石にあらず』)

禍害なるかな、偽善なる学者、パリサイ人よ、
汝らは白く塗りたる墓に似たり、外は美しく

見ゆれども内は死人の骨とさまぎまの穢れと
にて満つ。斯のごとく汝も外は人に正しく
見ゆれども、内は偽善と不法とにて満つるなり。
—マタイ伝—

(『白き塗りたる墓』)

1980 年に高橋の全集が出版されたが、その
月報の中で、高橋作品の編集者でもあった原田
奈翁雄は次のように書いている。

「ことにふれ、折にふれて、高橋和巳なら、
これをどう考え、どのように言うであろうかと、
みずからの胸うちに問うことが、一つの
習慣のようになってしまった。」

僕は、自分が〈浮世の義理〉に流されている
と自覚したとき、「我が心は石にあらず、我が
心は石にあらず」と繰り返し呟くことが「一つ
の習慣」に、今もなっている。高橋は、自己否
定の絶え間ない繰り返しという苦悩から離脱す
ることなく、そのために心身共に疲れ果て、夭
折した。1971 年 39 歳であった。

しかし、僕は自己否定をしなかった。「白き
塗りたる墓」であることに違いがないとして、
「我が心」に対する執着も強かったのかもしれ
ない。以来僕は「我が心」にとって依るべき内
的根拠地とは何かを探るために右往左往しなけ
ればならなかった。

マルクス主義は学生の多くを捉えていた。た
くさんの講座や小さな学習会が組織されていた。
余談だが、マルクス・エンゲルスのテキストは、
全共闘系の学生は岩波文庫版を、僕等は国民文
庫版を使っていた。そこにどれだけの違いが
あったのか今ではわからない。その選択は党派
性によるところも大きかったろう。

マルクスはかなりの読み込みをしたつもりで
も、歴史観であったり、方法論ではあってもそ
の論理自体「我が心の根拠地」にはなりえない
とも考えていた。

高橋と共に学生の心をとらえていた作家に

大江健三郎がいる。今新刊本が出るたびにベス
トセラーになる作家は村上春樹だが、当時は大
江だった。しかし、高橋の「苦悩教」の信者に
とって大江は表層的に見えたかもしれない。な
ぜなら彼は戦後民主主義を「根拠地」にしてい
て、基本的には現状肯定派と位置付けられてい
た。高橋と大江は「暗い青春」と「明るい青春」
という比較もされた。

大江は戦後最初の新制中学校の卒業生である
ことを意識する。教科書として与えられた『民
主主義』上下 2 冊が彼のバイブルである。

閑話休題：この『民主主義上、下』を尊敬す
る年上の友人佐野周一さんが所持されているこ
とを知った。ぜひ一度拝見したいと思っている。

彼の「個」は社会化された「個」である。別
の言葉でいえば、「他」との関係性を強く意識
された「個」ともいえようか。たとえば

「…沖縄に旅立つ時、日本人とは何か、この
ような日本人でないところの日本人へと自分
をかえることできないか、という命題をかか
えこんでいる」という。(『沖縄ノート』)

山口二矢という少年が当時の社会党委員長浅
沼稻次郎を刺殺した事件(1960 年)に触発さ
て書かれた「センブンティーン」のヒーローに
ついては

「国民主権というモラルにおいて生きる戦後
世代と、死を賭しても自分の内部の主権を拒
否して外部の権威に没入しようとする戦後世
代とのあいだのミゾが、なぜひらいたのかと
いうことを考えるたびにぼくはひとつの鋭い
恐怖にめぐりあわないではいられない。」

(『厳粛な綱渡り』の中の「戦後世代と憲法」)

自らの存在を外部の権威に委ねることへの、
恐怖を伴う批判である。この批判は今まさに自
民党の改憲草案の精神と、その追随者たちへの
批判にも通底するものだ。改憲草案は国民全体
にそれを強制するものだ。

戦後最初期の経験から、大江にとって戦後憲法はモラルと位置付けられる。

「僕自身のモラルと憲法の相関関係という視点からみれば、憲法はぼくにとって、それが押し付けられたか、あたえられたものか、というふうに疑ってみることに意味はなくて、ただ、ぼくがこの憲法を、自分のモラルに関わる自分の憲法として選びとったかどうか、意味があるのだ」 (『伝える言葉』プラス)

* MORAL (モラル) ・ ・ 自己の生き方と密着させて具象化したところに生まれる思想や態度
(『広辞苑』)

しかし、大江にとっても「戦後日本」のさまざまな課題は、そのまま自分の担う課題であったことも事実だ。小説の方法的な試行錯誤も続いて、時代の先端を走り続ける者の苦悩も大きかったと思われるが、障害を持つ長男光さんとの共生についての迷いと出口も「戦後的」な方向を持ったことは、彼の文学がその「モラル」に依拠して揺るぎないものであったことを証している。
(『個人的な体験』)

高橋が自らの内部に深く沈潜することを通じて、社会的発言をしていく一方、大江はむしろ、戦後民主主義という普遍性を獲得して、より広い世界に出て行くと僕は評価している。苦悩の信者であった僕は、自分の凡庸さからくる限界を大江の根拠地に依りつくようにして戦後民主主義＝戦後憲法を自分のモラルとして獲得したのである。

高橋と大江が対極にあるわけではない。いずれも戦後世代の良質な二つの道であって、戦後文学の正当な後継者であることに違いはない。大江の道が僕の基層にあるコアに共振したとしか言葉がない。

4. 中国文化革命の教えたこと

1966 年中国文化革命。突然の走資派批判は

世界を驚かせた。「資本主義の道を歩む実権派」として劉少奇と鄧小平が失脚するという出発であった。大学で、中国近代史を専攻していた僕にとってはまさに青天の霹靂であったといっている。毛沢東は自分が主導した国家を自ら壊そうというのである。最初、快哉を叫んだことも認めねばならない。特に後に 4 人組として糾弾された中の一人張春橋が起こした上海コンミュンとはとても興味深かった。国家の消滅と協働社会の創設宣言は新しい社会の創造を予感させたのだ。今から考えれば笑止な出来事だろうが、学生運動期の高揚感という背景もあった。

そこでは絶対的権力を持つ国家の脆弱性が明らかになったと思われた。実際の文化革命の進み行きが幻滅させられるものであったことは、先に書いたとおりである。しかし、国家の絶対性が疑わしいこと、国家に対立する個人という相対性も論理的には可能だと実体験として気付かされたことは、僕にとってはとても大きかった。それは次のような文章に共感する準備を整えてくれたと考えるからだ。

岩波の P R 誌『図書』に鶴見俊輔が「1 月 1 話」という短い文章を書いている。その 2 月号で (年度をメモするのを失念したらしい。たしか 2010 年前後だ)、1936 年の 2・26 事件の最中に起きた「阿部定事件」の主人公について触れている。阿部定は男性の性器を切り取った猟奇的な殺人事件を起こした婦人である。

少し引用してみると、

「阿部定は懲役に処せられたが、裁判に際しても、自分の行為について彼女もまた国家に頭を下げることがなかった。」

「阿部定は自分の行為が自分にもたらした罰を受け止めて、悔いるところがない。阿部定は私にとって、国家純粋化とはちがう生き方を、自分の行為の帰結として、しっかり生きる人に思われる。断じて国家を絶対化しない

立場を選ぼうと私が志すとき、今も阿部定は、好きな人である。

教育基本法の改定や国旗・国歌の強制化といった国家統制のながれに見られるように、最近の政府の施策はこの国家絶対化へ収斂されていく。戦後、自民党政府は執拗にこの流れを大きくしようとしてきた。それは憲法を基本理念とした戦後民主主義体制へのあくなき挑戦でもあった。彼等にしてみれば、今やその総仕上げとして憲法改悪、とくに九条改悪と集団的自衛権の公認を希求しているのだろう。おどろおどろしいナショナリズムにあおられて、またぞろ国家という妖怪が僕等を恐怖せしめるのは真っ平ごめんこうむりたい。」

5. 憲法前文と 13 条、9 条

日本が最も活力に満ちていた時代に、悪戦苦闘しながらも真摯に正対してきたが、その根底にあったのは、自分の心の根拠地がどこにあるかを模索することであった。大江の文学や評論に刺激されながら、たどり着いたのは日本国憲法であった。中でも第13条に強い感銘を受けた。

13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「個人として尊重される」という原理は、長い人間の歴史の中で到達した普遍の原理である。近代に入って、「個我」が意識されて、政治・社会的には人権が侵しがたい権利として人類共通の約束事になった。この歴史的経過を考えれば、第13条はそれ自体独立して存在し、憲法を超える条文である。

前 文 われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうち

に生存する権利を有することを確認する。

前文のこの部分は平和的生存権と言われるものだが、学説上は主張されても、国政上承認されることはなかった。平和的生存権は、2008年名古屋高等裁判所で争われた「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」の判決で法的市民権を得た匂い立つような権利だ。判決文の該当部分は以下のである。

「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基盤にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。」

引用が長くなって恐縮だが、最近まれにみる格調高い名文であつて、味読に値する。国家主導の戦争は、人権の主体である国民の人格が停止されて、戦争の人的資源・手段として扱われ、犠牲を強制される。平和的生存権が不可侵のものであるなら、いかなる目的遂行のためであっても平和に暮らす権利を侵害する戦争＝武力行使は憲法上容認できないことになる。

9条1項 (略) 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前 文 政府の行為によって再び戦争の惨禍

が起こることのないようにすること
を決意し、ここに主権が国民に存す
ことを宣言し、この憲法を確定す
る。

これらの規定は、先の大戦（加害、被害を含
めて）への反省から生まれたものであると同時
に、第 1 次世界大戦での国民総力戦の凄惨を踏
まえた（不戦条約）世界的経験として普遍性を
確保している。

6. おわりに

今、憲法改定論議が盛んで、特に第 9 条の
解釈改憲＝集団的自衛権行使容認が現実味を帯
びている。国民の多数はこの動きに批判的な
のだが、安倍首相は意に介さないようだ。今日ほ
ど、重要な政治選択で国民と政権との乖離が大
きい経験は少ない。民主主義の根幹さえ脅かさ
れる現状に、僕は自分のアイデンティティを侵
される危機意識を持たざるを得ない。自民党は
改憲草案に日の目を見させる時を虎視眈々とう
かがっている。闘いを粘り強く、広範囲に展開
しなければならない。それは「今でしょ!!」。
(終)

いくつかお断りをしておきたい。

①高橋和己氏や大江健三郎氏等、尊敬する
作家を名前でもしかも敬称略という礼を失
する書き方になった。一つは煩雑である
こともあるが、僕等は通例として作家を
このように呼んできた。それは彼らに対
する限りない親近感を表すものと思っ
ている。

②例によって、僕の文章は引用文が異常に
多い。自分の書く文章より僕の言いたい
ことが的確に表現されているということ
もあるが、大江健三郎さんがファンから
の手紙の中に 25 / 253 といった数字が
あって、それが彼の文章の中の引用の

段数で、多分批判されているのだろうと、
大江さんは推測されている。

③資料として載せた年表は、この 11 年の
事件の中で、僕が関わったり、強い関心
を持ったものを恣意的に選択していて、
必ずしも重要性において公平を担保して
はいない。

(参考：『年表 昭和・平成史』中村正則他編
岩波ブックレット 844)

2014・5・5

資料 1965 年—1975 年の時代相

- 1965 年 2 月 米国軍 北爆開始
- 4 月 ワシントンで 1 万人集会
- 4 月 早大闘争
- 6 月 日韓基本条約調印
- 10 月 条約批准阻止で 10 万人集会
- 1966 年 4 月 南ヴェトナムで反政府デモ激化
- 6 月 米軍機ハノイ・ハイフォン空爆
- 8 月 北京 文革「紅衛兵 100 万人集会」
- 1967 年 2 月 建国記念の日始まる
- 4 月 美濃部亮吉 東京都知事当選
- 10 月 米国 30 都市で反戦デモ、
ワシントン 10 万人集会
- 12 月 非核 3 原則（第 2 次佐藤内閣）
- 1968 年 1 月 東大闘争 医学部無期限スト
- 1 月 南ヴェトナム テト攻勢
- 3 月 ソンミ事件
- 4 月 米国 キング牧師暗殺
- 4 月 日大闘争（全国で 124 校）
- 5 月 フランス 5 月革命
(学生・労働者ゼネスト)
- 8 月 ソ連など チェコ侵入
- 10 月 明治百年記念式典
- 1969 年 1 月 東大安田講堂 封鎖解除
- 6 月 南ヴェトナム臨時革命政府樹立
- 9 月 ホ・チ・ミン死去

- 10 月 全米でヴェトナム反戦運動
- 1970 年 3 月 日本万国博 (6421 万人)
- 6 月 日米安保条約 自動延長
反安保統一行動 全国で 77 万人
- 7 月 教科書裁判 杉本判決
- 10 月 チリ, アジェンデ人民連合政府
成立
- 11 月 三島由紀夫 自衛隊市ヶ谷基地
で剖腹
- 1971 年 6 月 沖縄返還協定 (屋良主席欠席)
- 7 月 キッシンジャー 秘密裏に中国
訪問
- 9 月 中国 林彪 クーデター 失敗
墜落死
- 10 月 中国 国連復帰
- 1972 年 2 月 浅間山荘事件
- 2 月 ニクソン訪中
- 3 月 連合赤軍 リンチ殺人・凍死
—12 人
- 3 月 沖縄返還交渉密約 暴露 西山
事件
- 5 月 沖縄本土復帰
- 6 月 ウォーターゲート事件発覚
- 9 月 日中国交回復
- 1973 年 1 月 ヴェトナム和平協定
- 8 月 金大中事件
- 9 月 日本北ヴェトナムと国交樹立
- 1974 年 4 月 春闘 交通スト—600 万人参加
国鉄全面運休
- 8 月 ニクソン辞任
- 8 月 東アジア反日武装戦線 三菱重
工ビル爆破事件
- 9 月 原子力船むつ 放射能もれ
- 10 月 佐藤栄作 ノーベル平和賞
- 1975 年 1 月 美浜 2 号炉放射能漏れ
6 月玄海でも, 4 月東海で 10 人
被曝
- 4 月 サイゴン陥落
ヴェトナム解放戦争終結
- 8 月 日本赤軍 クアラルンプールで
米, スウェーデン大使館占拠

平成 25 年 (ワ) 第 341 号
原告 山根清志 外 12 名
被告 国立大学法人福井大学

訴 状 要 約 陳 述

2014 年 (平成 26 年) 1 月 30 日

原告訴訟代理人弁護士 島 田 広

第 1 本件訴訟の位置づけ (訴状「第 1 本件訴訟の概要」)

本件は、被告が国の意向を受けて強行した平成 24 年 6 月からの給与減額、および平成 25 年 1 月からの退職手当減額が、労働契約法第 9 条・10 条に違反する就業規則の不利益変更として無効であることを理由に、本来の賃金・退職手当との差額の支払いを求める訴訟です。

そして、本訴は、我が国における高等教育のあり方を問う訴訟でもあります。すなわち、国立大学の法人化は、国の機関として位置付けられてきた国立大学に、独立した法人格を付与して、優れた教育や特色ある研究へ向けた積極的な取組を促すために行われました。かかる趣旨を財政的にも全うすべく、衆参両院は、国立大学法人法の成立にあたって、国立大学法人への十分な公費を確保するよう附帯決議を行いました。これに反して、国は、毎年運営費交付金を削減し、特に平成 19 年以降は、運営費交付金を毎年対前年比 1 % 削減してきました。

職員や研究費が削減される中で、大学教員をはじめとする職員は、未来を担う若者を養成し、また真理を探究することこそが、大学の使命であると考え、身を削って教育・研究に取り組んできました。ところが、今回、国は被告を含む国立大学法人等に対し職員の給与の大幅減額を強要し、これを受けて、被告は国の意向に抗うことなく、職員の給与を大幅に減額しました。これは、上記国立大学法人化及び上記付帯決議の趣旨に反し、国立大学法人の教育・研究の最も大切な人的基盤である大学職員の生活に深刻な経済的打撃を与えるものであるとともに、大学職員の職務を不当に低く評価し、その意欲をそぐものです。

さらに本件訴訟は、大学の存立の基礎である学問の自由や大学の自治を軽視し、高等教育への予算を削減する国の姿勢と、これに異を唱えない国立大学法人の姿勢を問う訴訟でもあります。

第 2 原告らは労働契約法の適用を受ける労働者であること (訴状「第 2 当事者」, 「第 4 の 1 国立大学法人の労使関係と労働契約法第 9・10 条の適用」)

- 1 本件でまず強調しなければならないことは、原告ら国立大学の教職員は、平成 16 年 4 月の国立大学の独立行政法人化にともなって、労働基準法・労働契約法・労働組合法等の労働諸法規が適用されることとなった、という、誰も否定しがたい事実です。
- 2 この法人化により、被告である福井大学は、それまでの単なる教職員の所属機関、仕事の「場」という立場からうってかわって、教職員の直接の雇用者として、労働者である教職員に対して雇用者としての責任を負う立場となりました。

ところが、被告には、こうした雇用者としての責任意識がきわめて希薄であり、給与減額及び退職手当減額という教職員の生活と権利に重大な影響を及ぼす問題について、ただ国の要請にし

たがうだけという無責任な対応に終始したところに、本件の原因がありました。

- 3 したがって、本件訴訟では、前述の労働諸法規、とりわけ就業規則の不利益変更について定めた労働契約法第9条・10条に則して、本件の給与減額及び退職手当減額の効力が判断されなければなりません。

すなわち、労働契約法第9条本文は、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と規定しており、労働契約が契約である以上、労働者との合意なく一方的な就業規則の変更により労働条件を変更することはできないのが原則であることを、規定しています。

他方で同法10条は、例外的に不利益変更が認められる要件として、「就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものである」ことを規定していますが、この規定は同法制定以前からの判例の積み重ねを踏まえて制定されたものであることから、賃金（給与・退職手当）のような労働者にとって最も重要な労働条件に関する不利益変更は、「高度の合理性」がない限り、不利益変更は許されないと解釈するのが当然といえます。

また、これら例外的に不利益変更が認められるための「高度の合理性」の有無については、労働者の側ではなく、雇用者の側で具体的に主張・立証しなければならないことも、条文解釈上当然です。

第3 本件の経過について（訴状「第3 本件に至る経緯」）

訴状請求原因第3では、本件の経過を述べており、詳細は記載されたとおりですが、注目すべき本件の特徴は、①国からは、給与減額及び退職手当減額について、何らの法的拘束力もない単なる「要請」があったに過ぎないこと、そして、②にもかかわらず、被告は給与減額及び退職手当減額の要否について自ら主体的に判断する姿勢をもたず、さらにはその必要性を団体交渉において財務資料を示すなどして真摯に説明しようとはせず、教職員の理解を得る努力を怠ったまま減額を強行した、ということです。

こうした経緯からすれば、本件給与減額及び退職手当減額は、被告が雇用者としての当然の責任を事実上放棄した結果であるといえます。

第4 給与及び退職手当減額の無効（訴状「第4 給与及び退職手当減額の無効」）

- 1 既に述べたとおり、給与減額及び退職手当減額という最も重要な労働条件については、「高度の合理性」が必要であり、その具体的主張・立証の責任を負うのは、労働者である原告らではなく、雇用者である被告です。

したがって、本来は、原告は本件給与減額及び退職手当減額の無効について主張・立証する必要はありませんが、訴状請求原因第4では、予想される争点に関して、先行的に原告の主張を記載してあります。

- 2 本件給与減額及び退職手当減額に「高度の合理性」が認められない理由の中で、重要な要素の第一は、職員が受ける不利益の重大さです。最大9.77パーセントの給与減額、合計18パーセントもの退職手当減額が労働者の生活に深刻な影響を与えることは、明らかです。

しかも、もともと原告ら福井大学の教職員の給与を国家公務員と比較した場合、こうした給与

比較に用いられるラスパイレス指数では、国家公務員を 100 とすれば、福井大学の事務・技術職員は 80 前後ときわめて低く、大学教員でも 92.3 という低いレベルです。こうしたもともと低い給与水準にある教職員の給与や退職手当を、国家公務員と同様の基準で引き下げることの不合理さは明らかです。

さらにいえば、給与水準の低い事務・技術職員や大学教員は国家公務員同様に減額しながら、相対的にいえば給与水準がさほど低くない医療職員については減額しないという被告の対応も、明らかに合理性を欠いています。

- 3 さらに、雇用者としては、できる限り給与及び退職手当の減額を回避し、やむを得ずこれを行う場合にも労働者への影響を緩和する措置をとるべきであることは、判例上確立していますが、被告はこうした当然とすべき措置を怠っています。

他の大学では、給与については山梨大学が 0.77 ～ 5.77% に、岡山大学が 2 ～ 6% にそれぞれ減額幅を抑える、退職手当については、一橋大学、名古屋大学、名古屋工業大学が退職手当の減額をせず、山梨大学、岡山大学、愛媛大学が本件の場合の 3 分の 1 以下に減額幅を圧縮するなど、退職手当の減額そのものを回避したり、給与及び退職手当の減額幅を相当程度圧縮している例もいくつもあるのに、被告がこうした措置を何らとっていないことの不合理は、明らかです。

- 4 さらに、既に述べたような、国の要請には何らの法的根拠もないことや、何らの資料も示さず減額の必要性について真摯に説明しようとしないう被告の態度の不合理さも、明らかです。

- 5 以上、どの点をとっても、被告による本件給与減額及び退職手当減額は不合理であり、ましてや、判例が要求するような「高度の合理性」が認められないことは、一目瞭然です。

第5 最後に

既に述べたように、福井大学における教職員の給与水準はもともと相対的に低く、これをさらに減額するとなると、国立大学法人の教育・研究の最も大切な人的基盤は大きく掘り崩され、教職員の意欲すらそがれる恐れがあります。雇用者である被告福井大学が、雇用者としての責任を十分自覚し、労働者である教職員の生活をしっかりと守るという立場に立たない限り、大学の教育・研究の未来は切り開けません。

どうか、こうした本件訴訟の意義を深くご認識いただき、労働契約法第 9 条・10 条及びこれに関連する判例実務の積み重ねにしたがって、本件給与減額及び退職手当減額に「高度の合理性」が認められるかを厳格に審査し、公正なご判断をお願いいたします。

以 上

平成 25 (ワ) 第 341 号
原告 山根清志 外 12 名
被告 国立大学法人福井大学

意見陳述書

2014 (平成 26) 年 1 月 30 日

福井地方裁判所 民事部 御中

原告 山根清志

1. 発言の機会を与えていただきありがとうございます。原告団を代表して、私たちがなぜ訴訟に至ったのか、その思いについて述べさせていただきます。

2. 私は、2011 年 9 月 1 日から 2012 年 8 月 31 日まで福井大学教職員組合の執行委員として、被告との団体交渉に参加してきました。31 年間在職し、この 3 月で停年退職を迎えます。

「給与特例法」による給与減額の実施は、この私の執行委員任期期間中に開始されたことになります。その間の団体交渉を通して、私は、被告が法人における賃金労働条件の決定について、労働者との合意を得ておこなうというごく当たり前の原則を、全く理解していないと痛感しました。今回、被告が、最高 10% もの給与減額や高額な退職手当減額等を、まともな説明もないまま一方的に「意思決定」し、私たちの強い反対にもかかわらず労働者に押しつけるに至って、もはや司法の判断を仰ぐ以外になかろうと考え、余儀なく提訴するに至ったという次第です。

3. 日本国憲法のもとでは、大学の自治が学問の自由の保障から当然に導き出されることに異論がありません。そうした自治と自由が重んじられることが、大学を教育・研究の未知への挑戦を含む真理探究の府たらしめるのだと思っています。また、そうであるがゆえに大学は、その探究の結果にもとづいて、あらゆる不合理と不正を衝き、その是正をはかる責任を、国家・社会にたいし、また人類にたいしてもっていると考えます。

加えて、学生教育に与り日頃から学生に権利・正義そして尊厳等について語ることが無くはない大学教員のばあい、その一方で、自己自身に向けられた権利無視や不条理の押しつけ等に対しては沈黙して声を上げ得ないということであれば、何より対学生的に教育上問題ありと言わざるを得ないのではないかと思います。

4. 2004 年 4 月 1 日の法人化により、全国の国立大学は国立大学法人に変わりました。同時に非国家公務員となった私たち教職員の労働関係は、民間の労使関係と同様、労働条件法定主義から解き放たれ、労働契約法、労働基準法、労働組合法等各種労働関係法令のもとに、労使間合意に基づいて労働条件を決定する権利を持つに至りました。平成 15 年 4 月 16 日衆議院文部科学委員会での国立大学法人法についての審議でも、玉井日出夫政府参考人（文部科学省大臣官房総括審議官）が、「まず人件費でございますが、要は、各国立大学法人みずからが自主的に決めるというのがまず基本でございます」と答えているとおりです。

ところが、被告は、法人化直後から、独立行政法人通則法第 63 条第 3 項を口実に、そこに見える「社会一般の情勢に適合」とは、人事院勧告に準拠することだと主張し、組合からの団体交

渉要求には形だけ応じつつも、実際は、人事院勧告をそのまま当てはめ適用する（就中、給与減額のばあい）以外の余地は些かも認めようとしない頑なで不誠実な交渉を続けてきました。その線上で、2005 年には、寒冷地手当の減額を、2006 年には、給与構造改革による事実上の大幅給与減額を強行しています。

被告はこのように通則法第 63 条第 3 項の「社会一般の情勢＝人事院勧告」との立場を、とりわけ給与減額を押しつけるばあいに貫き通してきていますが、さらに今回は、人事院勧告ではなくして「給与特例法」によって最高 9.77% の給与減額を強行しました。ご都合主義も此処に極まれりと言うべきでしょう。

この給与減額もさることながら、それにさらに退職手当減額が加わったばあい、労働者の生活に与えるダメージは計り知れません。私のケースを例にとれば、給与減額が 150 万円を超え、退職手当減額が 300 万円を超えとの試算数値を得ています。住宅ローン未返済分 1,300 万円等をかかえる私にとって、これまで描いていた定年退職後の生活設計に大きな狂いを生じさせる事態でないとどうしていえるでしょうか。

そしてどの教職員にとっても、本件給与減額および退職手当減額が大きな経済的ダメージであることは否定できないものと思われます。

5. 被告は、こうした本学教職員の生活への大きな打撃をも顧みず、これまで何かと言えば用いてきた「社会一般の情勢＝人事院勧告」との主張からも逸脱した大幅な給与減額、さらには高額な退職手当減額を、私たち労働者にまともな説明もなく、また、その同意を得ないまま、一方的に強行しました。こうした労働法制無視の被告のようなやり方が是正されずまかり通るのであれば、非国家公務員の身分となった私たち教職員の労働関係は労働法制の埒外（＝無権利状態）に置かれることになり、労働法制自体が私たちにとってはフィクションに堕してしまうことになりはしないかと危惧されます。労働法制無視の被告に対し、是非、法の遵守を求めていただきますようお願い申し上げます。
6. 最後になりますが、私たちは、立ち上がりたくともいろいろな障碍を感じて裁判に踏み切る決意までには至らなかった、多くの方々の存在を知っております。そうした方々の分までその思いをも承けとめつつたたかっていく所存です。

以上.

平成 25 年（ワ）第 341 号，平成 26 年（ワ）37 号

原告 山根 清志 外 17 名

被告 国立大学法人福井大学

意見陳述書

2014（平成 26）年 4 月 18 日

福井地方裁判所 民事部 御中

原告 森 透

1. 私は福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）の森透と申します。第 1 回目の口頭弁論が 2014 年 1 月 30 日に開かれ、原告団長の山根清志氏が意見陳述をされましたが、本日の第 2 回目の意見陳述を原告副団長としての私がさせていただきます。
2. 今回の一方的な賃下げに対する意見ですが、最初に私の個人的な生活状況を述べさせていただき、今回の賃下げがいかに生活を圧迫しているのかの実情を訴えたいと思います。私は現在 63 歳で、あと 2 年で退職を迎えます。35 歳で福井大学に着任しましたので、丁度 30 年勤務することになります。2012 年 6 月から強行実施された 1 割近い賃下げによって、2012 年 6 月から 2014 年 3 月までの給与が約 156 万円減額しました。さらに 2 年後の退職金についても約 500 万円の減額が想定されています。私は現在福井市内の大学宿舎に住んでいますので、退職後は郷里である関東地方に戻る予定をしております。戻るに当たっては中古住宅を購入することを考えていますが、退職金の約 500 万円減額は将来設計に大きな痛手であることを率直に申し上げたいと思います。
3. さて、私の大学教員としての仕事である「研究と教育」について若干紹介させていただき、様々な活動に今回の給与削減がいかに影響を与えているかという現状を述べさせていただきます。私の専門は教育学全般、特に「教育実践史」及び「臨床教育学」を研究しております。まず、「教育実践史」に関しては近代日本の豊かな教育的な営みを調査研究し、とりわけ大正・昭和期の子どもたちの自主的・主体的な学びとそれを支援する教師たちの実践を研究してきました。福井県では当時の三国尋常高等小学校（現三国南小学校）の三好得恵校長が「自発教育」を提唱し子どもたちが受身ではなく自ら学ぶこと、主体的に学ぶことを支援していました。私も今の学校教育では教師主導の一方的な授業ではなく、子どもたちの自主的・主体的な学びを支援する教師の役割が大事であると考えています。

又、私が専任教員を勤める教職大学院は 2008 年度に設置されましたが、学校を拠点として学校と大学と行政が協働して教師教育を実践している大学院です。ここでも学部卒の若い院生や現職の先生方が自主的・主体的に教育について考え、省察し、私たちと一緒に日本の教育の進むべき道を考えてほしいと願っています。

学部教育の中には、1995 年度から隔週土曜日に始めた「探求ネットワーク」というプロジェクトがあり 20 年目を迎えています。福井市内を中心とした小学生を対象に学生たちが 9 つのブ

ロックに分かれて様々な総合活動を行っています（人形劇・紙すき・料理・町探検・理科実験・自然体験・障がいというテーマ）。例えば障がいを持った子どもたちのブロックはFFC（ふれあいフレンドクラブ）というのですが、学生たちは1対1のペアで丁寧に接しながら、子どもたちの様々な可能性を引き出すためにいろいろな取組みをしています。これらの「探求ネットワーク」という活動は将来教師になる学生たちにとっては非常に貴重なものであり、私たち大学教員ができるだけサポートしています。

一方、「臨床教育学」では1993年度から福井大学と福井弁護士会との共催で「子どもの悩み110番」活動を大学教員・医師・弁護士と協働して年3回のペースで20年ほど続けています。電話相談と面接相談ですが、この3月で第70回目を迎え相談件数も1259件に達しています。相談内容の多くは不登校の相談ですが、悩んでいる子どもたちや保護者へのサポートを心がけています。特にいじめや不登校に関係した深刻な相談の場合は、その学校に出掛けていき先生方も含め当事者の方々と深く話し合い解決に向けて取り組んだケースがいくつもありました。この「子どもの悩み110番」の活動はマスコミ等でも取上げられ、ある程度社会的に認知されている取組みではないかと考えています。

以上のように、福井に来て30年近くになりますが、大学における教育と研究、及び社会に対する様々な貢献をささやかながら続けてまいりました。これらの活動は手弁当で行っている部分が多くありますが、今回の大幅な給与減額によって活動の規模を小さくしたり、また活動の頻度を少なくせざるを得ない状況も生れています。

4. 最後に、給与減額を行った被告である大学当局の大学運営について一言申し上げたい。2004年度に法人化された大学は、組合との団体交渉によって、労使協約に基づく協議を踏まえて給与決定を行うことが法制度上求められています。しかしながら、給与減額問題もそうですが、それ以外でも、例えば大学採用の人事問題や大学の行事の決定プロセス等について、大学側の、学内の民意を無視した、あるいは否定したトップダウンの姿勢が顕著に現れている事例がいくつか指摘できます。本来、大学の運営は大学構成員（教職員）の自治による民主的な合意形成によってなされるべきと考えます。大学が象牙の塔ではなく国民に開かれた大学として社会に対して貢献していくためには、大学の構成員が英知を結集して学問の自由・大学の自治に基づいた国民のための改革ビジョンを積極的に提案していくべきと考えます。今回の裁判を通して給与問題だけではなく、大学当局の非民主的な大学運営のあり方の問題点についても訴えていきたいと考えています。
5. 以上で私の意見陳述を終えますが、今回の陳述には私と同じ原告である大学教員の声や原告には加わっていない多くの教職員の思いも代弁していると考えています。

『新修彦根市史通史編・現代』 発刊中止の真相と発刊を求める取り組み

高 木 和 美 (岐阜大学地域科学部)

1. はじめに

自治体史は、「基本的に市民のもの」と考える。住民の日々の営み、折々に小地区住民の課題とされてきたこと、それぞれの固有性と共通性、それらと折々の国や自治体の政治・経済のありようとの結びつき、伝統文化と新たに創り出されてきた文化・芸術活動等が、学術的な成果をふまえて自治体史に書き込まれることが、「客観性」を担保する。その自治体史は、市民にとって一つの知的財産になる。自治体史は、このような姿となることを目指して取りまとめるべきものと考えている。

上記のことを実現するため、「新修彦根市史編さん大綱」(以下、編さん大綱)には、次の7項目が掲げられている。(1) 学術的水準を保ちながら、平易な叙述を心がけ、市民にわかりやすい市民の市史をめざす。(2) 広く市民の協力をえて、市民の視点と客観的見地からの市史とする。(3) 人権尊重の視点を大切にす。(4) 多くの資料を調査・収集して、新たな史実の発見を行う。(5) 市域・県内のみならず、全国的・世界的視野をもって、広範囲に資料を収集する。(6) 歴史の流れを体系的に記録するとともに、広い視野をもち、多分野に目を配り、総合的にバランスのとれた市史とする。(7) 彦根の歴史的・地域的特性をあきらかにし、市内各地域の記述にもれのないように配慮する。

この編さん大綱では、「市民の視点と客観的見地からの市史とする」ことを謳っている。編さん大綱策定時、市民のための市史とするために、「客観的見地」を担保する上で、学問的研究に基づいた歴史編さんの必要が認識され、執

筆者は全て研究者で編成されたのである。従って編集委員長は、研究者である(朝尾直弘京都大学名誉教授)。編さん委員会の委員長は市長、編さん委員のメンバーは、時期区分ごとのすべての執筆者グループの代表者(例えば、現代史部会長)と議長、当時助役、教育長であった。

ここでは、彦根市当局が自治体史の内容にどのように理不尽な介入をしてきたか、これに対して『新修彦根市史第4巻通史編・現代』執筆者グループ(以下、現代史グループ)は、どのように対応してきたか、そして2013年10月7日以降に発刊中止を知った彦根市民はどのように対処してきたか、2014年5月17日現在の到達点を述べる。本稿では、これまでの現代史グループの取り組みの詳細な分析はできていない。今後の課題の整理を含めて、グループとして議論を進めているところである。本稿は、上野輝将を代表とする現代史グループのメンバー全員が、常に話し合い、日々記録をとって整理してきたものである。

2. 『通史編・現代』発刊中止に至る経過

(1) 獅山市長時代

『通史編・現代』の原稿は、2009年12月22日の編集委員会で確定原稿とされた。それ以降、当然ながら内容を改変することなく、各執筆者は2010年1月末までに、編さん室員と話し合いながら、読みやすさや統計数値の再確認、誤植の訂正等のための、最終的なペンを入れ、奥付もグラビアも用意して印刷所に送れる状態にした(これは、実質的に三校原稿である)。『通史編・現代』の委託業務契約書の履行期間は、

2008 年 5 月 1 日から 2010 年 1 月 31 日であった。そして、編さん室から副市長まで所定の検査手続きを済ませるに至った。印字原稿で 700 頁に及ぶ『通史編・現代』は、2009 年度末に発刊されるはずであり、2010 年 3 月中旬には、6 人の執筆者に執筆料が支払われた。

但し、当時の獅山向洋市長は、2010 年 1 月末に突如、執筆対象期間を延長し、自己の施政期間を中心に加筆せよと編集委員長と現代史部会長（編さん委員であり編集委員）に強く要請していた。結局、獅山市長の市政期間の追加原稿を、市史編纂室員が、現代史グループの執筆原稿と区別して、『通史編・現代』の 3 章末尾に加える「判断」がなされ、発刊は 1 年延期された。追加原稿のタイトルは、「住みよい未来を創るために一近年の彦根市の取り組みー」（A4 版 5 枚半）である。さらに現代史執筆者による原稿についても、彦根市役所各部長からの「修正・加筆要求」19 か所を、受け入れた。

このような経緯があったにもかかわらず、「修正」された原稿が市長に提案された 2010 年 6 月 28 日になって、獅山市長から「不合格」の回答が出されていた。このことは、この時点で、現代史グループには伝えられていない。

7 月 27 日に現代執筆者 4 人と彦根市側（市史編さん室関係者）の意見交流会があり（市長欠席、立会人＝朝尾編集委員長）、8 月 20 日に市長と朝尾編集委員長の意見交換の場がもたれ、10 月 14 日に市長と上野編集委員（現代史部会長）の意見交流の場がもたれた。『通史編・現代』原稿には、先述の通り、相当程度獅山市長の意向を取り入れざるをえなかったものの、現代史部会としては、明らかに検閲に当たる指摘に関しては、これを受け入れることはできなかった。

★ 2010 年 7 月 27 日に、彦根市側が、執筆
者グループに伝えた市長の意見は、次の通

りである。

- ①他市・県における自治体史としての「現代」編記述のトーンは、このようなものか？
- ②「現代」編においては、特に客観性を保ち、評価は淡々と書けばよいのでないか？
- ③彦根西高校の先生が教育正常化の流れの中で処分された記述に関しては、主観的な記述部分が多く、県立の学校でもあり、県史ならともかく、市史の中でここまで書く必要があるのか？
- ④近江絹糸の労働闘争の記述に関して、分量的に多すぎるのではないか？
- ⑤ 10 選を目指した井伊直愛氏（㊟ 昭和 28 年から平成元年まで 9 期、36 年にわたって彦根市長を務めた）の平成元年の市長選での落選の記述に関し、落選の原因についての認識が、対立候補として真相を知る獅山市長の認識と異なる。すなわち、（原稿では、井伊氏落選の理由として、多選批判を取り上げているが）ゴミの分別処理問題と消費税導入への賛否、そして女性票が鍵であったのに、そのことが欠落している。また、井伊市長落選に関して夏原平次郎氏（㊟ 彦根市を代表する企業である株式会社平和堂の創業者であり、彦根市を代表する経済人）の発言が紹介されているが、これによって夏原氏の評価を落とす恐れがある。

★ 2010 年 8 月 3 日、谷口文化財部長と上田市史編さん室長、井伊市史編さん室主査が、獅山市長に対し、意見交換会の報告をした。その際、獅山市長から、確定原稿について、次の見解が示された。

- ①新聞記事が一次史料化していないか。
- ②京都新聞記事の引用が多すぎる。
- ③風格のない市史になっている。

④今になって市長が介入してくるという批判は当たらない。

⑤井伊市長や中島市長（注 1993 年から 2005 年まで彦根市長を 3 期務めた）の評価は、執筆者が論評せずとも、事実を淡々と書けば読者が判断しうるものである。井伊市長には、良い助役がいたことも書いてほしかった。

★ 2010 年 8 月 20 日、獅山市長と朝尾編集委員長の意見交換の場が持たれ、上田市史編さん室長、小林係長、井伊市史編さん室主査が立ち会った。この場で、獅山市長は朝尾編集委員長に対し、本件確定原稿について、次の（ア）～（エ）のクレームをつけた上で、①この体裁のままでは刊行する気はない。②発行は見送る。これは「政治判断」である。③原稿は成果物として受け取り、執筆料は支払うと述べた。

（ア）新聞記事が多用され、一次史料化している。

（イ）関係者への聞き取りや議事録などの原史料に当たっておらず、資料批判が十分行われていない。近江絹糸人権争議は、自分も小学生のころ実際に見た。その者から言えば、原稿は何なのだろうかと思う。

（ウ）風格のある市史にして欲しい。

（エ）もう少し公平感をもって、第三者の視点で執筆者自身が確定した事実を記述してほしい。井伊市長や中島市長の評価は、執筆者が論評せずとも、事実を淡々と書けば、読者が判断し得る。一例だが、井伊市長には、傍に良い助役がいた。こうした人の名前は取り上げてほしかった。

★ 2010 年 11 月 22 日、第 16 回彦根市史編さん委員会が開催された。編さん委員であ

る上野（現代史部会長）も出席し、『通史編・現代』の刊行見合わせについて議論された。席上、市史編さん室次長は、刊行見合わせの理由は、①新聞記事が多用され一次史料化しており、原史料に当たった資料批判が不十分であること、②関係者への聞き取りと議事録などの検証作業が不十分であり、公平感に欠けること、③風格に欠けること、であると説明し、『通史編・現代』については、発行を凍結するとの方針決定をしてほしいと語った。この場では、主に、獅山市長と上野現代史部会長との間で激しい議論が交わされた。そして編さん委員会として、『通史編・現代』について、2010 年度の発行を見合わせることが決定され、3 月 15 日、「市史編さん便り」に、第 4 巻『通史編・現代』の刊行延期のお知らせが掲載された。

この議論の中で、獅山市長の考えが現れているところは、次の（ア）～（エ）である。

（ア）原稿は、新聞史料の引用がやたら多いのに比べて、行政史料の引用が余りに少ないのではないのでしょうか。

（イ）執筆者の意見が余りにも多いので、淡々と書いてほしいと言っているのです。

（ウ）（当時、夏原商工会議所会頭が井伊市長から最後の段階で決定的に離れたというのは）間違っています。平和堂が井伊氏を批判したとか、そういうものの見方をする自体間違っていると思います。

（エ）（中島前市長について「まちづくりの専門家」と記載されているが）中島氏は、ただの一級建築士です。

時々、獅山市長によるクレームの大半は、一般的・抽象的な「不満」としてしか示されなかった。現代史グループは、契約書にある補正

を命じるのであれば、口頭ではなく文書で具体的に指示してほしいと、度々要求していた。しかし、文書は一度も出されなかった。

全体の経過を振り返った時、これらクレームは一種のカモフラージュに用いられているが、真の狙いは、自己および自己が関与する事柄(自己の選挙戦など)の記述を都合よく改変させることにあったのではないかと考えざるをえない。

各執筆者は行政史料や議会史料等を詳細に見たうえで、あえて新聞史料を選択している場合があること、各執筆者は個人的な意見を書いているのではなく、学術研究の成果を踏まえて、歴史的事実どうしの関連性を解説していること、平和堂の創業者夏原平次郎氏が執筆された文献に目を通し、夏原氏からの聞き取り調査も行った上で、執筆されていること、中島前々市長を「まちづくりの専門家」と表したのは、中島氏が、北欧の視察もされた上で、まちづくりに関する複数の著書を書いておられたことを踏まえてのことである。獅山前市長による原稿の内容に関わる指摘に関する、学問研究を業としている執筆者側の反論はすべてについてあるが、ここでは割愛する。

現代史グループメンバーは、編さん大綱の視点を踏まえた市史づくりに励み、市の職員である編さん室員(歴史学領域の大学院博士課程単位修得退学)とは10数年にわたる緊密な共同作業を継続してきた。その成果として、すでに近代・現代の史料編(第9巻)が2005年に刊行されている。この史料編を活かして、『通史編・現代』の原稿は完成した。それは、社会福祉、女性、マイノリティなど現代的視点も重視した構成となっており、現代史グループとしては、この原稿について、「彦根市における第2次大戦後から21世紀への本格的な実証的通史と認識している。

2010年11月22日に開催された編さん委員

会で、2010年度中(2011年3月31日まで)の刊行が見合わせとなって以降、実質的に3校である原稿が放置状態となってしまうていた。

2011年12月5日の市議会において、『通史編・現代』の取り扱いに関する矢吹安子議員の質問に対し、当時の谷口文化財部長は、次のように答えた。「一つ目は、原稿を作成する際に典拠とした史料に偏りが見られ史料批判が十分に行われていない」「二つ目に、彦根市の現代史にとって重要と思われる歴史的事実であるにもかかわらず取り上げられていない出来事が散見される」「三つ目に、歴史の解釈が一面的で読者に誤解を与えるおそれがある箇所が見られることなど」のため、「執筆者の先生方には、重要な歴史的事実の追加などには応じていただきましたが、史料の偏りを修正することや歴史の解釈を改めることなどにつきましては、著作権を侵害するものであるとして修正に応じていただけませんでした。このため、『通史編・現代』を平成21年度に刊行することを断念して、平成22年度以降、本市と執筆者の先生方との間で『通史編・現代』を刊行するための協議を重ねてまいりましたが、調整が難航し、現在も原稿を確定するに至っておりません」「形を変えて刊行する」ということにならざるを得ないと考えております。先ほども答弁で申し上げましたように、編集の体制を変える、つまり執筆者等の変更を行うとか、もう少しわかりやすくするために本の体裁を変えるとか、こういったことを考えて編さん委員会の方に諮りまして、ご了解をいただきましたら、そういう方向も検討していきたいと考えております」。

このような答弁が行われることを、現代史グループはまったく知らされていなかった。このような答弁が行われることを編集委員長は知っておられたのだろうか。少なくとも編さん委員であり現代史部会長の上野は、市議会での答弁

に関するコメントを求める新聞記者の電話で、それ知ったのである。この時、上野は相当重症の病気加療中であり、寝耳に水のことであり、即答していない。

(2) 大久保市長による発刊中止宣告

2013 年 4 月の市長選挙で初当選した大久保貴市長は、現代史グループに一度も会うことなく、7 月 5 日に西田編さん室長が、現代史部会長に刊行中止通告を行った。「総合的判断」（市長の言葉）により、『通史編・現代』の発刊をせず、編さん事業を打ち切るとの通告であった。これもまた、寝耳に水の話であった。

大久保市長は、編さん委員会の会長であるにもかかわらず、編さん委員会や編集委員会を一度も開催せずに、2013 年 10 月 2 日に現代史執筆者に対する発刊中止の説明会を開いた。この説明会は、7 月の通告を受けて、現代史グループが要請したものである。そこではじめて、文書による「問題箇所」が提示された。その内容は、大久保市長も獅山市長の見解を踏襲するという立場からリストアップされたものであった（約 300 箇所）。10 月 7 日には、「編さん委員会」ではなく、編さん委員を招集しての「説明会」が開かれ、編さん委員会と編集委員会を解散し、10 月末に編さん事業を終結するとの「宣告」が、市長によってなされた。全 12 巻（通史編・史料編等）のうち、『通史編・現代』のみを残し、事業「終結」が言い渡されたのである。

(3) 民事調停の申し立て

市史問題の本質は、「首長による自治体史の私物化」にある。歴代市長は市史編さん事業の『通史編・現代』に対して、「できるだけ直近まで書け」（前々市長）、「執筆対象期間を 1 年延長せよ」（前市長）などと、編さん委員会や編集委員会の基本方針を無視し、自己の意向を押

し付けようとしてきた。それらは結局、「自身と自身が担当した市政を顕彰せよ」という意味あいと判断せざるをえない。現市長は、こうした経緯を検証せず、前市長時代の発刊棚上げ理由を前提に、「生存者がいるから現代史は出さない」などと発言し、一挙に現代史そのものを全否定する暴挙に出たのである。

現代史グループは、できるだけ穏便に話し合いで解決するよう、努力してきた。しかるに問答無用で編さん事業を廃止し、現代史グループによる原稿を握りつぶし、市民はこれを手もとにおいて読むこともできず、彦根市民の多額の税金を無駄にする結論を出した当局に対し、司法の場で主張を闘わざるを得なくなった。

こうして、現代史グループは、2013 年 12 月 16 日、彦根簡易裁判所に民事調停を申し立てた。調停申し立ての前に、10 月 24 日にすべての彦根市議会議員に発刊を求めるアピール文を送付した。彦根市当局による、市史編さん事業を終結するとの記者会見は、10 月 29 日に行われた。現代史グループの記者会見は、10 月 31 日に彦根市内で行った。記者会見は、第 1 回調停と第 2 回調停の後にもそれぞれ行っており、その都度、新聞で取り上げられている。

(4) 学術団体等の支援

学術団体や個々の研究者へのアピール文は、11 月 15 日付けで発信した。「現代史グループ」のアピール文をいち早くニューズレターに掲載する判断をされたのは、日本社会医学会であった（2013 年 11 月 25 日付）。現代史グループの一人高木の個人ホームページを立ち上げると同時に、ニューズレターで、そのアドレスが紹介され、賛同署名を呼びかけることができた。その後、日本科学者会議福井支部の機関誌『福井の科学者』（2013 年 12 月）とニューズレターや、『非営利・協同総合研究所のち

とくらし研究所報』(2013 年 12 月)とニューズレター、日本科学者会議岐阜支部のニューズレター(2014 年 1 月)、基礎経済科学研究所のニューズレター(2014 年 1 月)等で、アピールとその解説文を掲載する機会を得た。3 月初めには、日本図書館協会・図書館の自由委員会から、学会・研究者への執筆者アピール(2013 年 11 月 15 日付)の転載依頼が届いた。

5 月以降、京都民科歴史部会の『新しい歴史学のために』、部落問題研究所の『人権と部落問題』、歴史科学協議会の『歴史評論』等において、事実経過の点検とグループでの議論を経て、『通史編・現代』発刊中止問題の本質を明らかにし、市民の知る権利や学問の自由を守る上で不可欠な条件を明示し、『通史編・現代』の発刊の必要性を、縷々世に問う機会が得られている。これらは、現代史グループ代表の上野が執筆した。9 月の日本科学者会議第 20 回総合学術研究集会においては、上野が報告する予定である。

学術団体の「声明」であるが、2013 年 12 月 20 日に、いち早く日本科学者会議福井支部幹事会が「彦根市当局による『新修彦根市史通史編現代』の発刊を求める声明」を公表した。1 月 27 日に、日本科学者会議岐阜支部幹事会が「彦根市当局による『新修彦根市史通史編現代』の発刊を求める声明」を公表した。次いで 1 月末日に、唯物論研究協会(全国唯研)委員会「彦根市長側による『新修彦根市史通史編現代』発刊への介入に抗議する声明」が出された。組織として責任を持って声明を発した学術団体があったことは、彦根市と社会に対して大きな影響を与えたと認識している。

多くの学術団体に、情報の拡散や声明等による支援に関する依頼状を送り、「ニューズレターで、問題提起と支援呼びかけ文掲載」「ニューズレターと機関誌で、問題提起と支援呼びかけ

文掲載」「ニューズレターと機関誌で、問題提起と支援呼びかけ文掲載、声明」といった対応をして下さったところがあった一方、「検討したにとどまりました」「届いた資料を役員に配布するにとどまりました」との返信もあった。「返信」は、誠実な対応と受け止め、議論の輪を広げていただいたことに感謝している。学会長あての正式な依頼状に対する返信がなく、「依頼があったが対処しないことを決めた」旨をニューズレターのほとんど見落とす箇所に記載していた学会が一つあった。この記載があることを、筆者はそれを読んだ知人から知った次第である。現代史グループの力量に規定された運動の方法や速度等の点で、不十分なことは少なくないと思っており、それぞれの学術団体の対応から学ぶこと大である。

(5) 賛同署名

2014 年 1 月初旬から、現代史グループとしてホームページを立ち上げ、発刊を求める賛同署名運動とカンパの呼びかけを開始し、各メンバーが手をつくして広報した。賛同のメールが続々と届くと同時に、「この問題は他人ごとにしておけない」という思いで真剣にあらゆる方面に足を運んで署名集めをしてくださる方々があった。

彦根市民の動きとしては、2013 年 12 月 27 日に、『通史編・現代』の発刊中止は、税金の無駄使い」として、彦根市民有志が「住民監査請求」を行った。「新修彦根市史「通史編・現代」の刊行を求める市民の会」(以下、「市民の会」)が、1 月に準備会を開き、2 月から始動し、「市民の会」独自の賛同署名用紙を作成し、署名運動を開始された。市議会議員有志は、市議会で、発刊すべきとの立場から積極的にこの問題を取りあげてこられた。

「市民の会」による賛同署名の第 1 回集約分

は、3 月 10 日に、市長に直接手渡された。彦根市民による署名活動は現在進行形である。現代史グループは、市民の会との懇談の場を度々持ち、問題の本質に関する意見交換を重ねてきた。

こうした一連の発刊を求める運動が彦根市内外で広がる中、2014 年 2 月 24 日、市監査委員は、「現代史原稿」に「必要な調整を行ったうえで、新修彦根市史編さん大綱に基づき、2014 年 12 月 31 日までに、これを書籍として刊行せよ」という主旨の勧告を出した。

(6) 調停等覚書

★ 2014 年 2 月 21 日の第 1 回調停では、次のようなやり取りがあった(高木覚書から抜粋)。

(執筆者側)

- ・今まで「訂正」というのは、原稿を出すと、そこにいろいろふせんが立てられてコメントが書き込まれて執筆者に返ってくる。それに対し全部応答してきた。にもかかわらず、答弁書を見ると、我々が応じていないという書かれ方になっている。少なくとも、我々が執筆をしていた過程においては、全部対応したつもりだ。
- ・訴訟ではなく調停にしたこと理由は、円満に話し合いによって発刊することを望んでいるから。仮に発刊される方向性が出たとして、このまま無条件で発刊するということにはならないと思われるが、市側が出される条件を具体的に聞きたい。その条件を我々が飲めるものかどうかは、聞いてみないとわからない。とにかく話し合いによって発刊にこぎつけられたらと思っている。
- (調停委員)
- ・近江絹糸の争議に関する記述についても、問題とされていましたね。
- (執筆者側)
- ・近江絹糸の記述は、12 ページに渡ってい

るのだが、量が多すぎるとの指摘があった。ただ、この争議は彦根市の現代史にとって大事件である。700 ページの中で何ページであればよいのかという話は、彦根市側からなかった。前の彦根市史と新修彦根市史を比べると、近江絹糸に関する分量は、ほぼ変わらない。なぜ、「新修」の分量が多いと言えるのか。根拠が分からない。

(調停委員)

- ・特に、この一面的解釈という点。どの部分が一面的解釈かということですね？ 確かにこれは指摘しようと思えば、出来るのではないか。そういうことも、言ってみます。

(執筆者側)

- ・訂正をしろとおっしゃっている方が、その必要箇所を自分で探さないというのは、ひどすぎる。具体的に発刊停止というものすごい結論を出しておられるのですから、それぐらい大きな問題だと認識されているわけで、その認識は具体的に示されてはじめて意味がある。

(執筆者側)

- ・ですから、具体的に、例えば、歴史の解釈が一面的で読者に誤解を与える側面があるという箇所とはどこなのか？

(調停委員)

- ・それが、市側はいえないということです。

(執筆者側)

- ・それは、言えないんですか？

(調停委員)

- ・市側は、上野委員さんとはそのあたりのやり取りをしたけれども、そういうことでは直せないという返事であったとのことだ。

(申し立て人側)

- ・今までの経緯は経緯として、せっかくこういう調停という場が用意されたわけなので、現段階においてどこをどういうふうに直せ

ば発刊できるのかを、具体的にご指摘いただく必要がある。

- ・ 昨年の 10 月に市側から初めて、直しに関する項目が出たわけです。さらに、どういうふうにしてほしいとおっしゃるのか、ご要望を出してもらって初めて検討ができる。

★ 2014 年 4 月 18 日に現代史グループが、大久保市長に直接、全国から集まった賛同署名 1072 筆を手渡した際に、次のようなやり取りがあった（高木覚書から抜粋）。

（市長）

- ・ 住民監査請求に対する監査結果、勧告が出たこと、市民の会が取りまとめられた署名が届いたこと、今日執筆者グループが取りまとめられた署名が届いたことがある。私の支持者にも意見を聞いた。市民にあっては、市史シリーズで欠けているところがあることについて、心理的な問題もみられる。何らかの形で、全巻そろえた発刊ができればと考える。現代史の内容について、修正をお願いする分は、編さんの担当室レベルで用意する。私は内容に踏み込むことは、あえてごさいません。当初、私は、内容の解釈について、対立点が先鋭化したまま発刊することは難しいと判断した。

（執筆者側）

- ・ 確定原稿のまま、即出すわけにはいかないが、調整して出せばよいとおっしゃっていると理解してよいですか。

（市長）

- ・ そうです。
- ・ 市側は、問題点を指摘するのではなく、修正案を提示する。五月雨的に出すのではなく、一括して修正案を示せるようにしたいと考える。執筆者代理人の井戸弁護士さんも、市の顧問弁護士も、調停と並行して「直接協議は可能」ということなので、それな

ら、動き方を調整できるかもしれないとも考える。

（執筆者側）

- ・ どの原稿をもとに、修正案を作成しておられるのか？ 私たちの手元に届いたものは、1, 2 章は 3 校で、3 章は 2009 年 12 月 22 日時点の再校であった。市民に閲覧できるように用意されているものも同様だ。しかし、私たちは再校を編さん室員とぎりぎりまで共同作業をして、2010 年 1 月末に、実質的に 3 校を用意した。

（市長）

（…応接室から市長室に戻りファイルを持ってこられ、ページをめくり、3 章だけが 2009 年 12 月時点の再校であることを確認された。市長は、2010 年 1 月末の実質的な 3 校をまだ見ていなかった様子であった…）

※この時市長は、6 月の補正措置は無理と発言。9 月に補正措置を取るかについては明言せず。

※4 月に入って、ミニコミ紙である近江同盟新聞や滋賀彦根新聞に、現代史グループのメンバーによる彦根市の現代史（1945 年 8 月 15 日以降）の一コマや執筆時のエピソードを記した記事が連載されており、市長は、これらを読んでいるとのことであった。

★ 2014 年 4 月 25 日の第 2 回調停では、次のようなやり取りがあった（高木覚書から抜粋）。

（執筆者側）

- ・ 2 月に、監査委員は年内に発刊せよという監査結果を出されている。その結果に基づいて、年内に完成するよう、今後取り組めるようにしていただきたい。
- ・ ここではっきりさせておきたいことが 2 点ある。現在、市民が閲覧できるようになっ

ているもので、私たちに市側から届けられたものは、1 章、2 章は、3 校、3 章は再校、修正作業における「ベース」は何かということをはっきりさせていただきたい。

- ・2009 年 12 月下旬の編集委員会では、再校確定、12 月の再校確定というのは一字一句変えないという意味ではなく、印刷に向けて語句の統一だとか表記の統一等訂正作業は行われている。再校は、その後加除訂正をして、原稿を完成させている。1 章と 2 章は、加除訂正が済み印刷所に回され、加除訂正後のものが印刷されている。3 章は、印刷所に回すところまで行って、前市長の横やりがあったので、1 章、2 章と同じ状態のものが無い。しかし、確かに 2009 年 12 月の編集委員会以降、加除訂正の作業を編纂室員と共同作業を行い、2010 年 1 月末には、原稿を完成させている。その原稿はあるはず。それをベースに、作業を進めていただきたい。その原稿を我々は市から受け取っていない。彦根市側には、そこまで出来上がった原稿があるはず。
- ・仮に 100 項目、どのページのどこをどう直すという具体的な理由を付して挙げられてくるのはよいことだと思う。これまで、「品がない」といった抽象的な話が多かった。私たちの原稿に対し、ここを直せと言われる場合、きちっとした理由を示していただきたい。
- ・実務協議は実務協議として、第 3 者で、調停の職務にある方がおられる場合は大事だと考える。
- ・実務協議が必ずしもスムーズにいくとは限らないので、実務協議で問題が出てきたら、調停をお願いする必要がある。
- ・市長も調停とは別個の直接協議を進めつつ、

適宜調停が果たすべき役割を果たしていくことを了解されている。

(調停委員)

(執筆者側が要求して、第 2 回調停の場で、彦根市側が持っていた原稿が提示された)

- ・この原稿は、2010 年 1 月末ではなく 4 月末時点での手も入っているものとこと、2009 年 12 月時点の原稿をもとに、手を加えたものが、修正案として挙がってくることになる。

(執筆者側)

- ・市が何百箇所か指摘されたことの内には、すでに我々が編纂室員との共同作業で直した箇所がカウントされているわけですね。2013 年 10 月 2 日に市が我々に示した指摘項目の中に、2010 年 1 月末までに済ませた加除訂正箇所が相当含まれている。

(調停委員)

- ・そういうことになりますね。このペンが入った原稿は、執筆者の皆さんに渡せるとのことでした。すでに、執筆者の皆さんには送っていると聞きました。

(執筆者側)

- ・ちがいます。私たちに届いたのは、2009 年 12 月の編集委員会終了時点のものです。
- ・獅山市長時代の市政を A 4 で 6 ページほど付け加えて編さん室員が書かれた原稿が、「今、この場の原稿」にははいってない。
- ・市民に閲覧できるようになっている原稿が、2009 年 12 月時点のものになっている。これは市民に誤解を生む心配がある。それから、繰り返しになるが、監査委員会の決定の趣旨と編さん大綱を基準に修正をするということをお願いしたい。

(調停委員)

- ・それが大前提原則でしょうね。それに反することが出てきた場合、それは調停で話あ

う。

(なお第3回は6月20日が予定されている。)

3. 追記

ところで、今回の調停作業の中で浮かび上がった重大な論点の一つある。執筆者側の「学問・研究の自由」の問題である。現代史グループの「調停申し立て書」に対する「答弁書」の中で、市側は以下のように主張している。「本件原稿を『市史』、つまり、地方公共団体たる市自らが同市の公的な歴史を記録したものと認める形の書籍として刊行しないからといって、そのことが申立人らの学問の自由を侵害するというにもならない。本件原稿の執筆業務により得た学問的成果は、『市史』という形以外で発揮いただければよい」。要するに、原稿を市史として刊行せずとも、市史以外の形（個人の専門研究など）で発表できるから学問の自由は侵害されていないというのである。市民の中からも、これと類似の声を聞いたことがある。

しかし、市史のための10数年に渡る研究とその「学問的成果」（700頁の市史原稿）は、市史以外の個人の論文や専門研究書によって、代替し得ないと考える。通史(市史)には通史(市史)の目的と方法があり、研究論文には研究論文の目的と方法がある。通史と個別実証研究を区別せず、歴史研究の発表は、どこでもしたらよからうというのは、市史編さんにおける歴史研究の実態と乖離したものである。市側の主張の文言は、自治体史の性格を深く知りぬいた者が記していないと言わざるをえない。

『通史編・現代』は、編さん大綱の編集の視点により、「全国的・世界的視野」を持ちながら、「彦根の歴史的・地域的特性」にこだわった調査研究であり記述をすること、との規定を受けた。これは、ある種彦根に「特化」した研究なのであり、それゆえどこにでも発表できる研究

であろうはずがない。自治体史編さんにおける歴史研究は、第一義的に編さん大綱に忠実な歴史研究であることが要請され、その学問的成果は「自治体史」という形でしか発揮できないものである。

私たちは、学問研究の自由を守り、長年の調査と歴史研究の成果を市民に届けるために『通史編・現代』の2014年12月末までの刊行をめざしている。調停の場を、そのために大事に持ち、研究者としての社会的責任（注）を果たしたいと思っている。

（注）2013年（平成25）1月25日の日本学術会議声明「科学者の行動規範」（改訂版、前文より）

「知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。」

＝新著紹介＝

西條敏美著 『知っていますか？ 西洋科学者ゆかりの地 IN JAPAN PART II 近代日本の建設に貢献した西洋科学技術者』

恒星社厚生閣 B 6 判 233 頁 定価 3000 円＋税

高 木 秀 男（日本科学者会議福井支部）

この本は、前々号（120 号）に紹介した同名の本（PART I）の続編であり、西條敏美氏の「科学散歩シリーズ」の最新刊である。著者は全国に散らばる有名科学者の史跡を訪ね歩き、その案内書を次々と発表してきた。

今回の本には、25 名の科学技術者の史跡が紹介されている。PART I には誰でも知っているような有名科学者が主として紹介されていたが、今回の PART II には一般にはあまり知られていない人も含まれている。

ここに紹介されている人物はいずれも日本の近代化に貢献した人であるが、その過半数の業績を説明できる人はかなりの科学通と言えよう。日本の近代化に貢献した人でも十分世間に知られていないという事実は、史跡があっても埋もれてしまっていて見学する人が少ないことを意味し、宣伝や顕彰が十分なされていないということ示していよう。

本書で紹介されている人は、いわゆるお雇い外国人と呼ばれている人たちである。幕末から明治にかけて、幕府や雄藩ならびに明治政府は多数のお雇い外国人を招聘した。先進国に若者を留学させて学ばせる方針は幕末から始まっていたが、特に明治政府の各省は日本の近代化のために積極的に外国人を雇い、先進的な科学・技術を日本人に習得させた。工部省に雇われたお雇い外国人の果たした役割や彼らの弟子の活躍については、拙著『近代日本の教育政策と科学技術体制（上）』（科学堂）にも書いた。



特に工部省は多数の外国人を雇ったため、その給与負担は大変なものであった。表 1 をみると、当時の各省の大臣（卿）の月給は 500 円であったから、大臣より月給の多かったお雇い外国人が工部省だけで 21 人もいたことがわかる。実際、工部大学校の都検（教頭）で事実上の校長であったダイアーは、大臣である工部卿より給与が高かった。鉄道差配役のカーギルにいたっては、鉄道雇外人首席として実に 2,000 円もの月給をもらっていた。これは現在の貨幣価値に換算すると 1,000 万円をゆうに超える月

給である。表 2 は工部省お雇い外国人の部局別人数で、鉄道建設という大事業を担当した鉄道局が目だって多いことがわかる。

表 1 工部省お雇い外国人の人数と月給

月給 (円)	人数	1975 年の日本の官員の月給
－ 100	79	少技師 40 円, 少技手 20 円, 少技監 100 円, 大技師 70 円
101 － 200	145	少佐・大技監 150 円, 少丞・中佐 200 円
201 － 300	75	大丞・大佐・権知事 250 円
301 － 400	38	少輔・少将・知事 350 円, 大輔・中將・次官 400 円
401 － 500	18	卿・大将・長官 500 円
501 － 600	10	左右大臣 600 円
601 － 700	3	
701 － 800	3	太政大臣 800 円
801 － 900	2	
1,000	1	
1,250	1	
2,000	1	

出典：湯浅光朝『日本の科学技術 100 年史 (下)』(中央公論社)

表 2 工部省お雇い外国人部局別人数

	記載総人数	1878 年 1 月時点
本省	10	6
鉱山局	76	16
鉄道局	253	60
電信局	59	26
燈台局	53	9
(明治丸)	(103)	
(灯明丸)	(7)	
(ティーボール船)	(66)	

工作局	36	8
勸工寮	5	
油井調査	1	1
品川硝子製造所	4	2
長崎造船局	10	4
兵庫造船局	8	1
赤羽工作分局	8	
(横須賀造船所)	(35)	
(横浜製作所)	(5)	
営繕課	11	4
工部大学校	37	23
測量司	11	0
合計	546 (221)	152

出典：中岡哲郎『日本近代技術の形成』(朝日選書)

お雇い外国人は、工部省だけでなく、東京大学、北海道開拓使、陸海軍工廠、内務省などでも多数かかえていたので、その財政負担は大変なものであった。文部省では予算の半分近くを外国人の給与が占めたため、東大卒業生を外国に留学させ順次教官を日本人に交代させる方針をとった。

さて本書に掲載された科学技術者 25 名のうち、シーボルトはもっとも有名で誰でも知っているであろう。ベルツ、コンドル、モース、グリフィス、ボードウィン、ポンペ、ブラントンも知っている人は多いはずである。私は 2010 年に草津温泉に行き、西の河原大露天風呂には入ったが、西の河原公園に近代医学の父・ベルツと日本外科学の父・スクリバの銅像があることを知らなかったために見損なってしまった。2012 年に桑名市を観光で訪れた際、鹿鳴館やニコライ堂（重要文化財）などを建てたコンドルの設計した六華苑（重要文化財）を見学し、

明治期の西洋建築の歴史を学んだ。また日本灯台の父・ブラントンがつくった重要文化財・菅島灯台附属官舎（中は灯台資料館）を、愛知県犬山市の「博物館明治村」で見学したことがある。医師のボードウィンやポンペの業績については、前記の拙著でも触れている。

グリフィスは、日下部太郎との関係で福井市民には馴染みのある名前である。だが大変うかつなことに、福井市立図書館にグリフィスと日下部太郎の記念碑があることは以前から知っていたが、二人の銅像が足羽川幸橋北詰にあることを私は知らなかった。実は足羽川河川敷には大規模自転車道が作られていて、私はサイクリングでよくそこを走っているのだが、あいにく自転車道路からは見えなかったのである。

この銅像は案内板によれば、福井青年会議所の人たちがラトガース大学に留学した日下部太郎と師のグリフィスについて調査したことがきっかけで、1982年に福井市とニューブラウンズウィック市とが姉妹都市となり、その20周年記念として2002年にこの銅像ができたのである。

私がこの本で紹介されている人物でもっとも興味を引かれたのは、大塚貝塚の発見で有名な動物学者のモースである。彼が東大で講義した「進化論」というまったく新しい理論は、聴講生に大きな影響を与えたに違いない。その珍奇で画期的な理論は、キリスト教国でない日本ではたちまち一般市民にまで普及されていった。そしてアメリカで、「日本皇帝睦仁君に与ふ」と題した明治天皇に対する脅迫の文言をふくむ「不敬文書」が、1907年11月3日の天長節を選んで、サンフランシスコ日本領事館や日本人街の学校・銀行・集会所などに張り出される事件が起きた。それには次のような文章が書かれていた。

「日本皇帝睦仁君足下 余等無政府党革命党

暗殺主義者は、今足下に一言せんと欲す。足下知るや、足下の祖先なりと称する神武天皇は何者なるかを。日本の史学者は彼を神の子なりといふと雖も、それは只だ足下に阿諛を呈するの言にして虚構也。自然法のゆるさざるところ也。故に事実上彼また吾人と等しく猿人より進化せる者にして、特別な権能を有せざるを、今更余等の喋々をまたざる也。

彼は何処に生まれたるやに關しては、今日確實なる論拠なしと雖も、^{おそ}恐く土人にあぜずんば、志那或は馬來半島^{マライ}辺より漂流せるの人ならん。

今は足下は、足下の権力を他より害せられざらんが為に、^{しか}而して其権力を絶大、無限ならしめんが為に、其機関として政府を作り、法律を発し、軍隊を集め、警察を組織し、而して他の一方には、人民をして足下に従順ならしめんが為に、奴隸道德、即ち忠君愛国主義を土台とせる教育を以てす。而して其必然的結果として生じたるは貴族也、資本家也、官吏也。^{かくのごとく}如斯にして日本人民は奴隸となりたる也、自由は絶タイ的に与へられざる也。足下は神聖にして侵すべからざる者となり、紳士閥は泰平樂をならべて、人民はいよいよ苦境におちいれり。

自由を叫びたる新聞、雑誌記者は、入獄を命ぜられたるにあらずや、單に憲法の範囲内に自由を主張したる日本社会党すら、解散を命ぜられたるにあらずや。こゝに於^{おいて}て吾人は断言す。足下は吾人の敵なるを。吾人徒らに暴を好むにあらず。然れども、暴を^{もって}以て压制する時には、暴を以て反抗すべし。遊説や扇動の如き緩慢なる手段を止めても、^{すべから}須く暗殺を実行すべし。

睦仁君足下。憐なる睦仁君足下。足下の命や旦夕^{たんせき}にせまれり、爆裂弾は足下の周囲にありて、將^まさに破裂せんとしつゝあり。さらば

足下よ。」

このピラは日本領事館の調査によれば、幸徳秋水が 1905 年 12 月に訪米した際に結成された、社会革命党の竹内鉄五郎が起草したものだという。このピラをみた日本領事館の職員の驚きは容易に想像できよう。この天長節事件がその後の社会主義者の取り締まりをさらに強化することになり、後の大逆事件の遠因の一つとなった。

なお、この本の最後には資料として、「近代日本の建設に貢献した西洋科学技術者 その在日・期間・分野・場所」、「西洋科学技術者 銅像・記念碑・墓碑等一覧」、「参考文献」が掲げられていて大変役に立つ。

目 次

まえがき

ゆかりの地の所在図 PART II

ゆかりの地の所在図 PART I

北海道・東北地方

ミルン 日本地震学の父

ローレツ 名古屋・金沢・山形でウィーン医学を伝授したお雇い医師

関東地方

ベルツ 日本近代医学の父

スクリバ 日本外科学の父

コンドル 鹿鳴館を建てた建築技師

エアトン 日本で初めてアーク燈を灯した電気技師

ヘボン 横浜で医療活動を行ない、多くの日本人を助けた宣教師

ヘールツ 日本の薬学教育・薬事行政の基礎を築いた技師

ブラントン 日本灯台の父

モレル 新橋・横浜間に鉄道を敷いた技師

パーマー 日本に近代的水道を建設した技師

シモンズ 横浜で医療活動を行ない、横浜市立大学の礎を築いた医師

ヴェルニー 横須賀に造船所を建造した技師

モース 進化論を日本に紹介した動物学者

北陸地方

グリフィス 日本の歴史と文化を見つめた科学教師

近畿地方

ワグネル 日本の窯業化学の発展に貢献した技師

ボードウィン 大阪大学医学部の礎を築いた医師

ハラタマ 医学の基礎としての理化学教育に貢献した医師

シム 神戸でラムネを製造・販売した薬剤師

コワニエ 生野銀山を開発した鉱山技師

中国・四国地方

デ・レイケ 日本の川を治めた技師

九州地方

シーボルト 科学の意義と研究方法を伝授した医師

ツェンペリー 梅毒の水銀療法を伝授した医師・博物学者

ボンペ 長崎大学医学部の礎を築いた医師

ウィリス 鹿児島大学医学部の礎を築いた医師

あとがき

初出一覧

PART II 近代日本の建設に貢献した西洋科学技術者 その在日・期間・分野・場所

西洋科学技術者 銅像・記念碑・墓碑等一覧

参考図書案内

人名索引

事項索引

＝新著紹介＝

西條敏美著『若き命の墓標－ 20 世紀を生きた若者たちからの伝言－』

花伝社 B 6 判 246 頁 定価 1500 円＋税

高 木 秀 男（日本科学者会議福井支部）

元高校教師で科学史の専門家である西條敏美氏の著書は、これまで何度も本誌で紹介してきたが、この本は今までものとは少しばかり内容が異なっている。若くして命を亡くしたが、同時代の社会に大きな影響を与えた 25 人の若者の死を、前時代の若者からの伝言として 21 世紀の若者に伝えたいという著者の思いによってこの本は誕生した。

25 人の若者が死亡した年代順に紹介されているので、トップに福井人にはよく知られている日下部太郎（1845～70）が登場している。日下部太郎は福井藩士の息子として生まれ、幼名を八木^{や そはち}八十八といった。八十八は 13 歳で藩校「明道館」（現在の藤島高校）に学び、20 歳のとき長崎に遊学し、フルベッキが校長をしていた幕府の洋学所「済美館」で英語などを学んだ。1866 年 4 月に幕府が海外渡航の許可を出すと、福井藩主・松平春嶽は八十八を藩最初の海外留学学生としてアメリカに派遣することを決定し、八木家の先祖の姓をとって日下部太郎の名を与えた。

日下部太郎は 1967 年 2 月長崎からジャワを経てアメリカに向かった。そしてラトガース大学に入学する準備として付属のグラマースクールに通い、そこで教師をしていたラトガース大学の学生グリフィスに出会った。これが縁となり、グリフィスはお雇い外国人として福井藩に招かれ明道館で化学や博物学を教え、そののち新政府から招かれて東京大学の前身である南校



の教師となって 1874 年まで物理と化学を教えた。しかし日下部太郎はラトガース大学を卒業する直前に結核に罹り、1870 年 4 月に 25 歳の若さで亡くなってしまった。日下部太郎とグリフィスの縁から、福井大学とラトガース大学は姉妹校となっており、財団法人・日下部・グリフィス学術・文化交流基金が設立され国際交流が行なわれている

「60 年安保」の年に大学に入学した私にとって、東大女子学生・樺美智子（1937～60）の死は大きな衝撃であった。彼女の死の原因に

については、警察は転倒による圧死と主張したが、学生側は警官による暴行と主張し未だに未解明のままである。原因解明の詳細については、ホームページ「樺美智子の死の真相」(<http://chikyuzu.net/archives/5376>)を参照されたい。仙台においても新安条約反対のデモは繰り返し行なわれていた。私も何回もデモに参加したが、樺美智子の死の翌日の抗議デモは仙台で行なわれたデモのなかで最大規模のものであった。私の記憶では、この日のデモ参加者は 15,000 人で、うち学生は 5,000 人であった。学生たちの怒りは頂点に達して、ジグザグデモで仙台のメインストリートを練り歩いた記憶がある。

安保闘争は労働組合をはじめとする民主諸団体と並んで、全学連につながる学生自治会が大きな役割を果たしていた。当時の学生は、良い意味のエリート意識をもって社会問題に積極的に取り組んでいたように思う。現在は学生運動不在の時代であり、個人的な問題には関心をもって社会的な問題・政治的な問題に関心を示さない若者ばかりになってしまったようにみえる。若者が発言せず、若者に覇気が見られない時代は、病んだ時代といつてよいだろう。樺美智子の遺稿集『人しれず微笑まん』は、当時、私も購入して読んだので、今も私の書棚にある。西條氏がこの本を書いたのも、短いながら懸命に生きた人たちのことを今の若者に知ってほしいためであろう。

私がこの本を読んでよかったと思ったことの一つは、放射線研究で亡くなった山田延男(1896～1927)のことを初めて知ったことである。山田は放射線の研究で日本最初の犠牲者となった科学者として紹介されている。山田は東北帝大理学部出身なので私の先輩でもあり、東京帝大附置航空研究所の助教授となった。彼は 1923 年にフランスのラジウム研究所に留学し、キュリー夫人の長女で後にノーベル化学賞

を受賞するイレヌ・キュリーと協同して放射線の研究に従事した。ラジウム、ポロニウム、トリウムなどの放射線源から放射される α 線の飛跡分布を、ウィルソン霧箱を使って観測する研究をしていた。彼はここでの研究で 5 編の論文を発表し、そのうち 2 編はイレヌ・キュリーとの共著論文だったという。

放射線をだすラジウムの発見は、当時大きな社会的な反響をもたらした。「今世紀最大のすばらしい発見、ルザルのラジウム入りローション、毛髪の保護用、抜け毛、ハゲ、白髪の悩みを一掃する」。これは当時の新聞各紙に掲載された広告文の一つである。ベクレルはラジウムをポケットに入れて持ち歩き、皮膚に火傷を負ったが、当時、放射線の本当の恐ろしさについては十分知られていなかった。キュリー夫人もイレヌ・キュリーも共に白血病で亡くなったことはよく知られている。山田は 1926 年春に帰国したが、明らかな放射線障害によって体調を崩しもなく亡くなった。

いま日本には、福島第一原子力発電所の炉心溶融の重大事故によって漏れ出した放射能汚染により、大量の被曝者が存在する。たとえ低線量被曝でもその被曝者の数が膨大なため、今後かなりの放射線障害による被害者の出ることが危惧されている。放射線障害は確率的に現われるが、低線量被曝でも障害が出る確率が低いだけで零ではない。放射線被曝は、いわば「癌当たりくじ」を買うことと同じである。被曝量に応じた枚数の「癌当たりくじ」を日本人が強制的に買わされたことを忘れてはならない。

なお、この本の終わりには 25 人の若者が生きた時代と、その時代の代表的な出来事示す年表が添えられており、加えて読書案内として参考文献が示されていて役に立つ。

目 次

まえがき

日下部太郎 (1845 ～ 1870) 異国の地で

右田アサ (1871 ～ 1891)

私の眼球を研究に使って

寺田夏子 (1883 ～ 1902) 「団栗」の悲哀

藤村 操 (1886 ～ 1903) 人生不可解

斎藤コハル (1894 ～ 1916)

高齢の異人に愛されて

知里幸恵 (1903 ～ 1922)

私はアイヌだ、どこまでもアイヌだ

宮沢トシ (1898 ～ 1922)

あめゆじゆとてちてけんじゃ

細井和喜蔵 (1897 ～ 1925)

石に噛りついても、女工哀史

金子ふみ子 (1904 ～ 1926)

何が私をこうさせたか

山田延男 (1896 ～ 1927)

放射線研究で日本最初の犠牲者

金子みすゞ (1903 ～ 1930)

明るい方へ 明るい方へ

高橋貞樹 (1905 ～ 1935)

今死ぬのは残なんだ、被差別部落一千年史

長尾孫夫 (1912 ～ 1939)

時の流れに、祖谷溪挽歌

弘津正二 (1919 ～ 1941)

これでよろしい、若き哲学徒の手記

上原良司 (1922 ～ 1945)

きけわだつみのこえ

原口統三 (1927 ～ 1946)

二十歳のエチュード

樺美智子 (1937 ～ 1960) 人しれず微笑まん

大島みち子 (1942 ～ 1963)

愛と死をみつめて

奥 浩平 (1943 ～ 1965) 青春の墓標

円谷幸吉 (1940 ～ 1968) もう走れない

高野悦子 (1949 ～ 1969) 二十歳の原点

四宮俊治 (1952 ～ 1974) 学生運動の狭間で

栗原 徹 (1949 ～ 1977) 翔ベйкаロスの翼

重松克洋 (1974 ～ 1995) 瓦礫の下に

間澤朝子 (1972 ～ 1997)

生命のかけ橋となって

あとがき

初出一覧

年表

読書案内

人名索引

＝読者だより＝

高木秀男様

先日は『福井の科学者』(119号, 120号, 121号)をお送りいただきありがとうございました。本日、貴論文(「いま改めて66年前の日本国憲法制定過程を振り返る－憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか－」(第1回～第3回))を読しました。

憲法の制定過程はごくごくアウトラインしか知りませんでした。内外のいろいろのせめぎ合いの中から新憲法が生まれるのがよく活写されていて、一気に読みとおしました。

その中でも、学者連中のふるまい、浮き沈み、変節、迎合のありさまは、まさに「何のために学問をしてきたのか」が問われた歴史的シーン(芝居)の役者を見るような感じがしました。

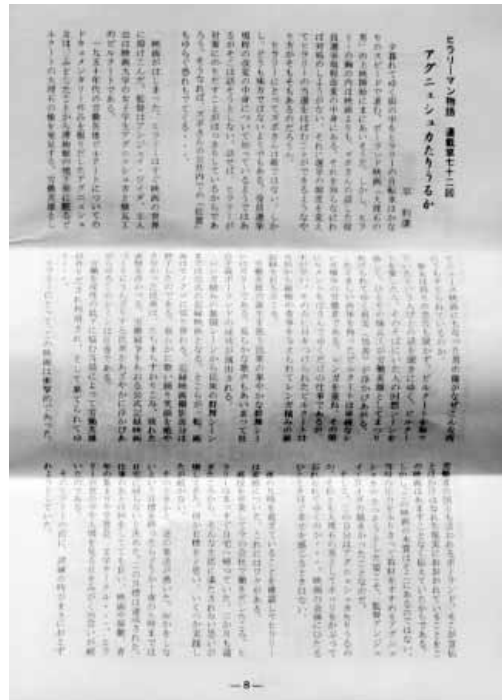
憲法問題に無関心な若者たちこそ、学ぶことの意味を考えてほしいとの思いがよく伝わりました(単なる憲法制定過程の知識としてではなく!).

青年学校のことは、母から聞いていて戦中のことは知っていました。しかし戦後の運動のことはまったく知りませんでした。

119号の大谷直人著『青春の砦』(新潮社)の紹介も読みました。この本を所蔵する図書館まで書いてあったたすかります。近い内に読みたいと思っています。実録ではなくフィクションにしたというところも、私が『ゆきのした』に書いている「ヒラリーマン物語」と方向が一致します。初めは実録として書き出しましたが、やはりそこを乗り越えざるをえなかったというのが、私の場合の成り行きでした。

とりあえずご感想まで。ありがとうございました。

荒川勝巳(ゆきのした文化協会)



『ゆきのした』誌上に連載中の
荒川勝巳氏の「ヒラリーマン物語」



編集後記

学校教育法および教育委員会法の改悪をめざす、安倍内閣の暴走はとどまることを知らない。これは国公立大学の法人化、教育基本法の改悪につづく教育反動化政策の総仕上げをねらったものである。そして同時に憲法改悪という最終目的に向かって突っ走っているのが、現在の安倍首相の姿である。これまで権力に追従してきた新聞各紙も、「特定秘密保護法」の制定以降、さすがにこれでいいのかという批判的な記事も見られるようになった。

さて屋敷紘美氏の「『時代の子』として憲法を選びとる」は、自分の青年時代を回顧しながら、日本国憲法の大切さを説いた論考であり、本誌 121 号に書いた「『人権』をオスティナート風に」のいわば続編にあたる。

今号は裁判ミニ特集号とした。「福井大学未払い賃金請求訴訟」の訴状要約と原告団長・山根清志氏と原告副団長・森透氏の意見陳述を載せた。同様の裁判は京都大学、新潟大学、富山大学をはじめいくつかの大学や研究機関で起こされているが、この裁判の意義および重要性は

この格調高い訴状要約や意見陳述を読めば理解できる。現在、福井大学の裁判は福井大学教職員組合や全大教などの支援をうけて原告 17 名で闘っており、裁判には他県からも多数の傍聴者が参集している。この裁判闘争が組合運動の活発化につながることを願っている。

もう一つの事件は「彦根市史出版停止事件」で、現在、『新修彦根市史通史編現代』の執筆者グループと市側が裁判所で調停中である。本誌では、執筆者グループの一人である高木和美岐阜大学教授に事件の経緯などについて書いていただいた。この報告を読めば、この事件の本質が首長による学問の自由に対する弾圧事件であり、科学者の社会的責任に関わる事件であることが理解されよう。

さらに、冒頭に福井支部総会で決議「『もう動かすな原発！福井県民署名』を成功させよう」と「大学の自治及び教授会の自治を否定する『学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案』に反対する」を掲載し、終わりに科学史家・西條敏美氏の新刊 2 冊の紹介と読者だよりを載せた。

(高木秀男)

福井の科学者	第 122 号	2014 年 6 月 15 日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価 500 円	
連絡先	〒 910-8507 福井市文京 3-9-1 (郵送の場合) 福井大学大学院教育学研究科 680 円 教職開発専攻(教職大学院) 森 透 研究室気付 TEL/FAX 0776-27-8725 E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 18 - 15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター^{なごみ}「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒 915-0847 福井県越前市東千福町 21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp